

平成30年白浜町議会第1回定例会 会議録(第2号)

1. 開 会 平成30年2月15日 白浜町議会第1回定例会を白浜町役場
議場において9時30分開会した。

1. 開 議 平成30年2月15日 9時31分

1. 閉 議 平成30年2月15日 16時35分

1. 散 会 平成30年2月15日 16時35分

1. 議員定数 14名

1. 応招及び不応招議員の氏名
第1日目のとおり

1. 出席及び欠席議員の氏名

出席議員 14名 その議席番号及び氏名は、次のとおりである。

1番	辻	成紀	2番	西尾	智朗
3番	古久保	恵三	4番	溝口	耕太郎
5番	丸本	安高	6番	水上	久美子
7番	廣畑	敏雄	8番	三倉	健嗣
9番	長野	莊一	10番	岡谷	裕計
11番	南	勝弥	12番	玉置	一
13番	楠本	隆典	14番	堀	匠

欠席議員 なし

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名は、次のとおりである。

事務局長 泉 芳明 事務主査 山本 琢人

1. 地方自治法第121条の規定により、議場に出席した者の職氏名は、次のとおりである。

町 長	井 潤	誠	副 町 長	林	一 勝
教 育 長	山 中	雅 巳			
富田事務所長					
兼農林水産課長	古 守	繁 行	日置川事務所長	寺 脇	孝 男
総務課長	榎 本	崇 広	税 務 課 長	濱 口	伊 佐 夫

民生課長	三 栖 健 次	住民保健課長	廣 畑 康 雄
生活環境課長	玉 置 孔 一	観光課長	愛 須 康 徳
建設課長	坂 本 規 生	上下水道課長	久 保 道 典
会計管理者	中 本 敏 也	消 防 長	大 江 康 広
教育委員会			
教育次長	高 田 義 広	総務課副課長	山 口 和 哉

1. 議事日程

日程第1 一般質問

1. 会議に付した事件

日程第1

1. 会議の経過

○議 長

皆さん、おはようございます。

ただいまから白浜町議会平成30年第1回定例会2日目を開会します。

ただいまの出席議員は14名です。

日程に入る前に事務局長から諸報告を行います。

番外 事務局長 泉君

○番 外（事務局長）

諸報告を行います。

本日の議事日程については、お手元に配布しています。

本日は一般質問を予定しています。

予算審査特別委員会の参考資料をお手元に配布しております。

本日、休憩中に議会運営委員会の開催をお願いいたします。

本日、議会散会後に議員懇談会の開催を予定しております。

以上で諸報告を終わります。

○議 長

諸報告が終わりました。

ご了承のほどよろしく申し上げます。

去る2月6日に設置いたしました予算審査特別委員会の委員長に13番、楠本君、副委員長に14番、堀君と決定しましたので、ご報告いたします。

これより本日の会議を開きます。

(1) 日程第1 一般質問

○議 長

日程第1 一般質問を行います。

通告順に従い、順次、質問を許可します。

6番水上君の一般質問を許可します。水上君の質問は一問一答形式です。庁舎の建て替えと図書館建設についての質問を許可します。

6番 水上君（登壇）

○6 番

6番水上です。議長のお許しをいただきました。一般質問をさせていただきます。

本日は、庁舎の建て替えと図書館建設について伺いたいと思います。このことについてはもう数年、何回も何回も質問させていただいてきておりますが、今議会が最終ですので、ぜひとも町の考え方を伺っておきたい。教育委員会のお考えも伺っておきたいと思いますので、このことについてよろしくお願いたします。

まず最初に、東日本大震災後、国県から役場庁舎の耐震化や建て替えに対する調査などがあって、巨大地震に備え、また、災害時の対策本部としての機能が現庁舎で果たせるか否か、また、建設に向けての基金の積み立てについても、これまで幾度と質問、また提案もしました。最終24年にも基金のことについてふれてまいりました。あれから耐震診断、耐震改修は終わり、ようやく基金の積み立てもされていますが、現在の基金積立総額と改めて役場庁舎の建て替えについての考えを伺いたいと思います。

○議 長

水上君の質問に対する当局の答弁を求めます。

番外 町長 井潤君（登壇）

○番 外（町 長）

おはようございます。ただいま水上議員からご質問をいただきました。

現庁舎につきましては、昭和36年に建設されたものでございまして、新耐震化基準以前の建築物であることから、耐震補強とともに大規模な改修による延命化を図ったとしても、将来にわたってどの程度の安全性が確保できるのか、また、狭隘化等の現庁舎の抱える問題点の抜本的な解決につながらないことから、速やかに建て替えを行えるよう対応していくことが望ましいとの結論に至りました。そして、その財源を確保するためにも、庁舎等整備基金への計画的な積み立てを実施するとともに、その間における現庁舎の耐震性への対策として、必要最小限の暫定的な耐震補強工事を平成28年度に実施したところでございます。本庁舎の耐震性につきましては、国土交通省が監修する官庁施設の総合耐震計画基準で示されております構造耐震指標であるI s値0.75以上であり、平成28年度に実施しました本庁舎の耐震工事におきまして、本庁舎のI s値は0.8となっておりますので、地震に対する安全性は大きく高まったと考えてございます。

また、基金の積み立てにつきましては、平成27年度より庁舎等整備基金積立金として毎年度1億円を計画的に行っており、平成29年度末で現在の積み立て総額は約3億3,400万円となっております。今後も早期建て替えに向け、努力してまいりたいと考えているところでございます。

○議 長

6番 水上君（登壇）

○6 番

先ほど町長から説明もありました。役場本庁舎は昭和36年の12月に建設され、築年数57年たっていました。鉄筋構造の耐用年数はおよそ50年から60年だと伺っていたので、大地震があれば庁舎がもたないと心配していたところです。耐震改修ができて、建物の体力度においては多少延命化ができたと思いますが、庁舎が大規模災害時に対策本部としての機能を果たせるか、一般的に観光客や地理に不案内な帰宅困難者が避難場所として求めるのがまず市町村役場や学校、公共施設、そんなときに、一時避難場所、駆け込み場所としての機能が現庁舎の現状では果たせないのではないか、混乱が予想できます。

庁舎は、耐震改修が終わってはいますが、内部は旧構造で、使い勝手がよいとは言えません。施設の評価、建物、そしてコスト、公共サービスに基づき、機能、サービスの優先度や提供範囲を再確認し、施設の除去、廃止であるとか解体などを含めた再編の検討に取り組むと町は説明してきました。また、新庁舎建設について、過去に大規模災害に対応できる安全・安心な町の拠点として整備し、建設予定地も審議するとしていましたが、進捗と全体構想の素案はあるのか、お尋ねします。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外(町 長)

議員よりご質問をいただきました。

新庁舎建設予定地の選定に関しましては、私もできる限り方向性を早く決めたいと思っておりますが、先ほども申し上げましたとおり、現時点では財源とする庁舎整備等基金が約3億3,400万円という状況でございます。計画どおりに積み立てをして進めましても、少し時間を要すると思っております。計画どおりになるかどうかというのは、今後の私どもの大きな目標でございますけれども、その間の地域や社会情勢の変化といったこともございますので、基金の積み立て状況も含め、新庁舎の建設予定地の選定や全体構想につきましては、そうした状況を十分見きわめながら着手してまいりたいと考えてございますので、ご理解のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議 長

6番 水上君(登壇)

○6 番

今のところ報告していただけることはなさそうですが、現庁舎の年間維持管理費というのはどのくらいかかっているのでしょうか。現庁舎の見直しや新庁舎建て替えて延床面積の縮減やランニングコストの削減になるのではないかと。検証結果や試算があれば伺いたいと思います。

○議 長

番外 総務課長 榎本君

○番 外(総務課長)

議員よりご質問をいただきました現庁舎の年間維持費でございますが、項目は幾つかございますが、全体としまして平均しますと約1,470万円、年間かかっております。また、庁舎を建て替えることで床面積の縮減やランニングコストの削減につながるのではないかと、こうしたご意見でございますが、特に試算等をしているわけではございませんが、やはり現

庁舎の使用を続ける上では、老朽化に伴います修繕費、設備の改修費等々が必要になってまいりますので、新たに建て替えますと、そうした費用とかは軽減できるのではないかと、このように思っています。

○議 長

6番 水上君（登壇）

○6 番

昨年8月29日の早朝に、突然スマホからミサイル発射を知らせるJアラートの警告音が鳴り響いたときに、観光客が役場はどこにあるのかと、道を尋ねたという話を何件か聞きました。避難や情報を得るために地理に不案内の人がとる行動だと思います。私もよそへ行った場合はそうするだろうと思います。庁舎には、そのような役割も確かにあるだろうと思います。

ことし1月16日には、NHKがニュースサイトやニュース防災アプリを通して、ミサイル発射の速報を出しましたが、そのときJアラートからは警報が出されておらず、誤報だったことが明らかになったことも話題となりました。

私たち住民が有事のときに一番頼りにするのが情報と役場です。この機能を保持するために、庁舎のあり方を考えていく時期ではないかと、役場庁舎内ではそのような協議はなされているのでしょうか、伺います。

○議 長

番外 総務課長 榎本君

○番 外（総務課長）

有事の際の庁舎の住民の皆様の利用のことになってこようかと思えます。私も議員のご指摘のようにニュース等々で被災に遭ったときに、やっぱり本庁舎であったり公共施設のほうへ、まずは駆け込むといえますか、逃げてくる、集まってくるということになってこようかと思えます。庁内で、現在、新庁舎のことは並行して検討はしておるんですけども、具体的には進んでいないのが現状でございまして、議員ご指摘の部分も将来的な構想の中では、一つ検討していくべき内容であろうかと思っておりますので、今後、ご意見をいただいたことで、検討課題と押さえさせていただきたいと思えます。

○議 長

6番 水上君（登壇）

○6 番

庁舎の中では検討されているという、今の報告でしたが、有識者を含めた庁舎整備の検討委員会というのを設置されてはいかがでしょうか。まだまだ資金不足ではございますが、やはりこれも年数もかかることであれば、その間に協議もして進めていけたらいいんじゃないかと思えますが、田辺市の場合もそうですね。やはりあちらのほうでは、耐震化するか、または現在のところに建て替えるか、移転するかというようなことも、住民にアンケートをとったと聞いております。そこでも住民の声が反映されたのだなということを感じましたけれども、これもやはり何年もかかって、今現在にあるということを知っておりますので、やはりそういう庁舎整備検討委員会、また、パブリックコメントなどをいただける機会があれば、そういう手立ても必要ではないかと思えます。

それでは、今現在では庁舎についてはまだまだ資金がないのだという説明に終わったかな

と思うんですが、後にこのことについてもふれてお話を伺いたいと思います。

次に、図書館の建設について伺いたいと思います。

町立図書館は、本館と白浜、富田、日置川の各地域にそれぞれ分室がありますが、どの施設も老朽化、狭隘化が進み、整備が求められています。平成19年12月には町立図書館の早期建設を求める請願書の紹介議員となりました。この請願は、議会採択され、早期実現に向けて、住民の方が大変喜び、町に大きな期待をもちました。また、図書館協議会でも、平成20年12月15日付で白浜町立図書館基本構想が提言され、教育委員会では白浜町図書館検討委員会を設置したと記憶しております。委員会では、白浜町における図書館のあり方を調査、検討し、結果は平成23年10月3日に答申をしています。

その後、教育委員会では、この答申をもとに、図書館整備基本構想として、平成26年2月には策定されていますが、構想からも4年もたち、民意がなかなか届かず、遅々として進まない。公立図書館は、図書館法に基づいて自治体が設置し、教育委員会が管理する教育機関であり、人々の知る権利と個人の学ぶ自由を無料で保障し、その目的を資料の提供という手段で果たす施設です。特に、町立図書館は町民がいきいきとした生活を営むためのまちづくり、ひとづくり、地域の文化の拠点、情報センターとして町民の暮らしにとって大切なもの、地域に欠かせない基本施設だと基本構想にあります。現在の進捗と今後についてのお考えをお尋ねします。

○議 長

番外 教育長 山中君

○番 外（教育長）

ただいま水上議員より図書館の建設における現在の進捗状況についてご質問をいただきました。

町立図書館につきましては、議員ご指摘のとおり、町民がいきいきとした生活を営むためのまちづくり、ひとづくり、地域の文化の拠点、情報センターとして、町民の暮らしにとって大切なもの、地域に欠かせない基本施設でございます。

当町では、現在、町立図書館として、本館、白浜分館、富田分室、日置川分室をそれぞれ設置しています。これらの施設のうち、特に本館につきましては、昭和52年度に建設され、昭和56年の建築基準法改正前の建物であり、老朽化、狭隘化が進んでいることから、利用者の皆様を初め、多くの方々からその建て替えが求められているところでございます。また、本館には駐車スペースがないことや、一般図書ほとんどが白浜分室に移していることから、親子でご利用される方々には大変ご迷惑をおかけしている状況です。

以上のような状況から、教育委員会としましては、平成26年2月に白浜町立図書館整備基本構想を策定し、新図書館の早期完成を目指していかなければならないというふうと考えております。しかしながら、新図書館の建設に当たりましては、昨今の情勢を取り巻く諸条件の変化を見きわめながら、図書館を単独の建設もよいのかを含め、庁内で検討していきたいと考えております。

これまでの主な経緯や今後の取り組みにつきましては、次長から説明をさせていただきます。

○議 長

番外 教育次長 高田君

○番外（教育次長）

これまでの主な経緯や今後の取り組み等につきまして、説明させていただきます。

新図書館の建設につきましては、先ほど議員からもお話がありましたとおり、平成19年12月の町議会定例会におきまして、町立図書館の早期建設を求める請願書が採択されてございます。翌平成20年3月に策定されました第1次白浜町長期総合計画においても、学習の場の充実として資料が充実した図書館建設の検討が明記されているところです。さらには、町立図書館の運営について、ご協議をいただいております町立図書館協議会から、平成20年12月15日付で白浜町立図書館基本構想が提言され、教育委員会としましては、これらを踏まえ、白浜町図書館検討委員会を設置し、平成23年12月3日に、その答申をいただきました。

教育委員会としましては、この答申をもとに検討を行い、白浜町立図書館基本整備構想案を策定し、同基本構想に対する住民の方々の意見募集を行いました。その中で最も多かったご意見といたしましては、早期に完成してほしいということでした。

こういった経過を踏まえ、さらに検討を重ね、平成26年2月に白浜町立図書館整備基本構想を策定しているところですが、現状では実現には至っていないというところでございます。

○議長

6番 水上君（登壇）

○6番

5、6年くらい前の決算委員会でしたか、図書館建設に向けて、今も教育長も次長も新図書館建設に向けては構想に沿ってというような発言もありましたけれども、図書館建設に向けてやはり10年間基金を積んでいきたい。それで10年待ってくれというようなそういう説明を聞いたんですね。もうそろそろじゃないか。まだまだ少しかかるとしても、はっきりとした計画を、もう聞かせていただけないかと、ずっと待っておりました。

それから、1つご紹介したいことがあります。図書館建設請願審査時に声を上げてくださった方が、子どもたちのために住民のための図書館建設を訴えてくださっておりました。ボランティアで子どもたちに読み聞かせや、県下それから周辺市町からも請われて、読み聞かせや図書についての講演に出向き、活動されていた方です。もう10年を経てまちなかで会うたびに、図書館について変わらぬ思いを伺ってきました。私も幾度か議会や決算委員会の中で絶えず町には接してきましたので、そんな折にはその報告をしてきました。

この方は白浜町の子ども読書活動に大変貢献されたと思います。その方が思い半ばで、昨年2月12日、ちょうど1年前に亡くなりました。彼女に町の図書館建設に向けての方向性、よい報告ができなくて本当に残念でした。平成21年に策定された白浜町子ども読書活動推進計画でも、白浜町の子ども読書環境の状況、現在保育園、幼稚園、学校や町立図書館において保育士、教師、ボランティアによる読み聞かせや朝の読書などが実施されていますが、日常的に読書に親しむ環境の不備、十分な図書が整備されていないことに加え、専任の司書教諭の配置が十分でないなど、子どもの読書を支援する基本的な体制が整えられているとは言えず、課題とされています。これは報告の中にありました。4年前になるでしょうか。和歌山女性議員の会がありまして、県の教育委員会と懇談を持ちました。その折には白浜町の教育委員会にもご協力いただいて、町内小中学校のデータもいただきました。その

上で県下各地の図書館、学校司書の現状データも提示し、専任の司書教諭の不足と子どもの読書推進について申し入れをし、一昨年当たりから順次県下で加配措置がとられてきたと思います。

図書館基本構想では、平成26年に策定された白浜町立図書館の現状、現在図書館は先ほどご紹介がありましたけれども、白浜町立図書館は昭和52年に児童図書館として建設された本館、昭和54年に富田公民館1室に整備された富田分室、昭和63年に中央公民館1室に一般書だけに移した白浜分室、平成18年の旧日置川町との合併に伴い、日置川中央公民館図書室を日置分室とした本館と3分室で構成されています。しかしながら、本館が建設されてから30年以上も経過しており、その間、社会情勢も大きく様変わりし、図書館に求められる機能も、資料の貸し出しだけにとまらない多様化したものになってきました。そのような状況の中、白浜町立図書館の現状は、図書館の機能が十分に果たされるために必要な資料であるとか、職員、そして施設というこれらの基本的な3要素が満たされているとは言えません。

これは町の報告ですよ。こういうふうに書いているんですね。資料費の不足、3分室を臨時職員各1名で運営していると。それからどの施設も将来を見据えた図書館の機能を考慮した施設ではなく、老朽化、狭隘化が進んでいることに加えて、情報化社会にあってコンピューター化が進んでおらず、図書館本来の機能であるいつでも誰でもどこでも何でもという、利用者の求める資料と情報を提供するという目的が果たせない状況にありますと、こう報告されています。また、白浜町立図書館の課題は、本当に資料の不足であるとか、資料購入費が十分ではないと。参考図書や専門書データベースなどの電子資料や視聴覚資料などがほとんど収集できていないと、そういう報告もあります。資料の配置ですとか施設が狭隘なために児童書を本館、一般書を白浜分室に分けて配置せざるを得ない。

先ほど親子でというような話が出ましたけども、これもなかなかありません。あっちへ行って子ども、こっちへ行って大人の本をというようなそういうふうに、小さな子どもを連れてお母さんが移動しているわけですね。また、児童図書館は駐車スペースもないですから、ほとんど1台か2台しか置けませんので、やはりこういうことも問題かと思えます。

また、施設については、防音設備がされていないであるとか、照明が固定されていて暗いと、書架を移動したりふやしたりすると、より暗くなる場合があると。それから、バリアフリー化ができていませんと。一部できている部分があるんですけど、体の不自由な方、高齢者の方、妊婦さん、乳幼児を連れてきた方などが利用しにくい状況であると。先ほど言いました駐車場がほとんどありませんと言えるのだと思います。

それから、コンピューターシステムが未導入だったり、資料の活用の効率化など、情報格差の解消にコンピューター化は必要不可欠だと。また、利用者用の情報端末がないため、利用者みずからゆっくり資料を選ぶことや、情報を得ることができませんということです。

これらの現状と課題を踏まえる中で、図書館施設そのものを整備しなければ改善できない課題を数多く抱えていることから、新たな図書館建設の必要性が生じてきましたとあります。

これは基本構想、その中にももちろん課題としてあるわけですがけれども、この基本構想に基づいた整備を早期に実現させていただきたい。やはり資金不足と言われたら何かそういう資金を調達できる方策がないのかなと。

国県の補助があるのかなのか、そこら辺はそちらのほうがご存じかと思えますけれども、

やはりその辺も踏まえて、これは教育長と町長の今後の見解をしっかりとはっきりときょうは伺いたいと思います。お願いします。

○議 長

番外 教育長 山中君

○番 外（教育長）

ただいま水上議員がご指摘されたとおりでというふうに感じております。私も実際に現場に行き、今おっしゃられたとおりで、そういうふうな感じも受けております。

町の図書館というか白浜町の教育委員会としましては、学校教育における学校図書館の整備ということでは、学校の司書も2名ですけれども配置して、巡回させながらそういうところの整備等は進めてはおりますが、いわゆる町立の図書館建築につきましては、先ほども申しましたけれども、いろいろな行政の中で今後どのように進めていくべきかということも考えていかなければならない。また、いろいろと町のほうとも検討も進めていかななくてはならないというふうに考えておりますので、ご理解いただければありがたいと思います。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

ただいま水上議員から今後の町立図書館、白浜町立図書館の現状を踏まえてどういうふうなことで町として取り組んでいくのかというふうなご質問だと思いますけれども、平成26年に白浜町立図書館整備基本構想というのが出されております。これにつきましては、非常に私どもも真摯に受けとめまして、今現在もその構想の中でいろいろなご意見をいただいている中で、やはり取り組むべき大きな課題といえますか、我々の中でも優先的に高いものだというふうに考えてございます。その中で先ほど申し上げましたように、本庁舎の整備も行いましたけれども、やはりこれから改築も含めて、今後検討する中で、本庁舎の基金も、等ということで今は図書館も含めて基金を積み立てているところでございますので、その辺も今後、どこにいつごろというのは非常に申し上げにくいんですけれども、やはりこれから新図書館のあり方も含めて、具体的に検討していきたいというふうに思っております。

基本構想の中にもいろいろなご意見をいただいております。まず一番多かったのが、やはり先ほども出ましたけれども、1日も早く町の文化の中心である町民の交流の場として、気軽に利用しやすい図書館をぜひ自分たちの町に建ててほしいというふうな意見が一番多くございました。これも当然のことだと思います。やはり現状では、非常に利便性も悪い、あるいは非常に狭隘で狭い、あるいは駐車場がないというふうな非常に大きなご意見をいただいておりますので、その中でどういう図書館がベストなのかということも、今視野に入れて、今後やはり皆さん方と、町民の皆様にもご意見をいただきながら、具体的に作業といいますかこれを進捗、年次的な計画を立てるかどうかは別にしまして、できるだけ早く1年でも早く方向性を出せるようにやってまいりたいというふうに思っています。

図書館のあり方というのは、いろいろとこれは全国的にも議論されておりますので、もうご存じかと思いますが、今はもう貸し出しサービスだけじゃないんですね。後ほどまたご意見いただけるかもわかりませんが、やはりいろいろな複合的な施設ということも今は視野に入れて、今後検討してまいりたいというふうに思っております。

○議 長

6番 水上君（登壇）

○6 番

伺いたいことを今町長が答弁してくださいました。庁舎の建て替えと図書館建設について、これまでに庁舎や図書館、文化施設などの複合施設構想として提言してまいりました。全国の自治体では、成功事例もあります。このような複合施設構想についてはどう考えるか、お尋ねします。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

複合施設構想につきましては、今全国的にもいろんな図書館のあり方が検討されておりますし、私も過去におきましてもいろんなご意見をいただく中で、やはり複合的な施設が一番ベストなのではないかなというふうに考えてございます。先ほど申し上げたように、図書の貸し出しサービスだけではなく、まず文化の交流拠点であったり、情報の発信の拠点であったり、あるいはアーカイブのそういった公文書的なものをそろえられているとか、あるいはできれば電子図書の充実とか、そういったことが含まれたり、あるいはその中に喫茶コーナーなんかがあってもいいんじゃないかなと思っております。あるいは子育ての世代への保育サービスができてもいいんじゃないかなと、要するにそういうふうな複合的な施設を1カ所に集めて集約することによって、効率化が図られて、しかも町民の皆さんが利用しやすい、そういった環境が整うのではないかなというふうに思います。

単独という方法もあるんでしょうけれども、単独でなくてやはりどこかの施設の中に入れて込む。例えば庁舎の中に入ってあれば、駐車場も十分あると思いますので、その辺は対応しやすいのではないかなというふうな考えを持っております。

ですから、これは皆さんがよくご存じかと思えますけれども、白浜町の場合でも、どこの町でもそうなんですけれども、図書館というのは文化の成熟度といいますか、熟成度のバロメーターとよく言われておりますので、これが今町内には1つの大きなものがないということで、分散しているということもありますので、その辺もできるだけ早く集約化できるように方向性を出して、1日も早く完成をしていきたいなど、実現をしていきたいというふうに思っております。

○議 長

6番 水上君（登壇）

○6 番

町長、できるだけ早く、今までにもそういう答弁を聞いてきたかなと思うんですが、やはりその思いで、全国の事例も調査していただいたり、それから単独という考え方もありますけれども、複合施設でうまく商業施設とバッティングした中で、施設を貸すとかそういうことの中で、資金繰りしているというようなことも聞きますし、有田川町のALECですか、あそこへも視察に行つてまいりましたけれども、やはり職員さんが一生懸命です。やはりそういう思いのある方が欲しいなと思うんですが、どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

教育長と町長のそういう方向性、お考えを今伺いました。このことについては、やはり町としてぜひ実現させていただく、1日でも早くということ、それからやはり住民の方は請願から10年以上たっていますから、やはり見える形でときどきには報告をしていただいて、

資金繰りができないということは現実なんですけれども、そういう考え方というのも聞かせていただいたり、それから、今こういうふうに図書館について調査中であるとか、それから、学校はこういう図書館司書の充実も図っているとか、そういうことも含めてですけれども、報告していただいて、見える形で取り組みを私たちも報告を伺えば、でも、待ちませんよ。お尻をたたいていきたいと思えますけれども、やはり一緒になって、住民の方もその思いがありますので、ぜひ現実にさせていただきたいと思えますから、このことについて、今回新しい情報はいただけませんでしたが、1日も早くという今の町長の発言もありました。教育長も必要であるということもしっかりとはっきりとおっしゃっていただきましたので、このことについて、白浜町が取り組んでいくのだということで解釈させていただいたらよろしいでしょうか。町長、最後をお願いします。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外(町 長)

議員からご質問いただきましたこの図書館の建設につきましては、庁舎建設予定地の場所とか面積によっても変わってくる可能性もございますので、新庁舎の全体構想の中でも考えていく必要があるかと思っております。

いずれにしても、町全体で検討を踏まえた上で、適正に判断していきたいというふうに考えてございます。

○議 長

6番 水上君(登壇)

○6 番

庁舎等基金ですけれども、庁舎等になっているから図書館も含めて考えていきたいということで、大体毎年1億円と言いましたね。今回ついでる予算が5,000万円でしたかね。ちょっともう1回見直さないとはっきりしません、上積みしていただいて、できればそういうことで資金繰りをさせていただくという、まずはそれが要りますから、整備するには。その辺もそういうことを実行で、新たにそういう考えを反映させていただきたいと思えます。

以上です。これで私の質問を終わります。

○議 長

以上をもって、水上君の質問は終わりました。

暫時休憩します。

(休憩 10時10分 再開 10時15分)

○議 長

再開します。

引き続きまして、一般質問を許可します。

8番三倉君の一般質問を許可します。三倉君の質問は総括質問形式です。農林業の振興について、防災対策について、道路整備についての質問を許可します。

8番 三倉君(登壇)

○8 番

議長のお許しを得て登壇し、登壇順序に従い、質問を行います。

質問の内容につきましては既に通告しております。

農業の振興について、防災対策について、道路整備について。以上の3点について質問し、質問の要旨につきましては、農業の振興については、農業後継者問題についてと施設の農業についての当局の考え方について、お伺いしたいと思います。防災対策については、津波避難場所についてと、被災後の対応・対策について、今後の取り組み方、進め方についてお伺いしたいと思います。道路整備については、安心・安全に向けた町道等の改修について、今後の取り組み方、進め方についてお伺いしたい。

以上であります。通告している質問野内容が相も変わらず同じ内容の質問でして、私的なことも含むのですが、今回、私の質問が私自身の最後の質問となるもので、できれば少し変わった内容の質問をと思ったりもしましたが、本議会初日延会後の全員協議会において、長期総合計画についての説明を受けたもので、説明の中でまだ議会の承認を得ていないということでありましたが、平成30年度以降の町はこの計画に沿い、今後10年間の方向性や取り組むべき課題を掲げ、実施していくこととの説明でありましたので、長期総合計画の中で示されている諸課題の中で、その内容について私がかねがね質問している事業や課題の内容が含まれていることから、改めて事業への取り組みについての審議についてお伺いし、質問させていただき次第であります。

長期総合計画案の中で、最初に人口にかかわることが多く取り上げられていて、過疎、高齢化、少子化が大きな課題としてあります。人口の減少化への対応策の1つとして、少し余談なことで、今回通告している内容とは少し異なるわけではありますが、先の12月議会で質問し、提案した自衛隊基地を誘致してはどうかというような質問をさせていただきました。先の質問では防災に係る施策の中から、また、空港の利活用から提案申しましたが、今回は人口減少化に少し歯どめがかからないかというような施策、また若者が定住していただけるような方向から申し上げ、自衛隊の基地の誘致はどうかということを上申するのでありますが、それはそれとして、今回私は中山間地である川添地区や、休耕地や放棄地が多くなりつつある富田地域において、町の独自の農業振興政策をとり、若者、若い農業後継者を生み、育てられないのかということをおもひながら、人口問題に少しでも歯どめがかからないかというような形で、提案するものであります。

町長は、平成28年4月吉日発行の後援会ニュース、誠通信2号で、農業振興について富田日置川地域を中心に取り組みますとあり、休耕地、放棄地についての調査云々と題してうたっているわけがあります。また、先だって説明いただいた長期総合計画案の中でも、地域資源を生かした活力あるまちづくり、活力産業という形で農林水産業の振興、地域産業の活性化を掲げています。それで、今までの取り組みと今後の取り組みについてはいかがだったのかということについて、お伺いしたいと思います。

また、その取り組み後の成果についてはどんな形であったのでしょうかということについてもお尋ねしたいと思います。

第1次長期総合計画の基本計画では、農林漁業の振興への施策の内容という形で、1つ、効率的安定的な農業経営の構築とうたっていて、その中で、効率的安定的な農業経営を目指す農業者の育成支援、また、担い手の育成確保とあるわけがあります。2つ目の生産基盤の整備では、農業生産に必要な優良農地の確保、それから農地の水準を高めることに生産性の向上と活性化、いま一つ、農用地区域の設定、有効利用、農業生産基盤整備の計画的推進、それから、基盤整備というんですか、農道、用水路等の安全改良の推進ということをお掲げ

います。また、有害鳥獣の対策についてはというような形で続いていくわけではありますが、その10番目に、その後は農業じゃなしに林業であったり、それから漁業についてのことが記載されていました。それで、10番目に、農林漁業団体等への支援とあって、農林水産物や加工製造品の生産拡大、高付加価値の支援や供給体制の整備というような形であります。それは第1次長期総合計画の中である話です。

先般、説明いただきました第2次長期総合計画案の第2部の基本構想の第1章に、目指すべき将来像については、3番目として人口の目標について述べられていて、第2章にはまちづくり基本方針が示されていて、4番目に地域資源を生かした活力あるまちづくりと題して、農林水産業の振興、地域産業の活性化についてを示されているわけであります。

取り組み方といたしましては、第1次産業における產品の高付加価値化や担い手の確保と育成、地域資源を最大限に活用した産業振興に取り組みますと述べられています。

そこで、お伺いしたいのは、第1次長期総合計画において、また、まだ計画案でありますけれども、第2次長期総合計画案の中での第1次產品への加工や改良について、具体的に白浜町の第1次產品のどのようなものというのか、どういう形のもの、また、どのような形に加工し、改良し、付加価値をつけていく形を持たれていますか。また、どのような形で取り組んできたのかということも、重複するんですけども、お答えいただけたらと思います。

その計画の中である付加価値をつける工程ですけども、それを誰がそういう形で進めていくのかということでもあります。付加価値をつける工程には、また費用の余りかからない工程、それから作業も費用の余りかからない工程や作業もあったり、それから付加価値をつけるのに場所や設備を必要とし、かつ、設備投資にかなり費用を要するというような產品もあると思うわけです。付加価値をつける加工製品をつくりたいという方がいらっしゃる場合、また、そのときには価値をつけるということは、事業を興すという形にもなるかと思うわけです。このようなときには、多かれ少なかれ経費というんですか、予算立てが必要ですし、資金をどのように工面していくのかということが伴うわけであります。その方が資金力があれば別に問題もないんでしょうが、資金のない方がそういうアイデアとやる気でもって考えた場合に、町としてどのような対応をしていけるような形をお持ちなのかということについて、お尋ねしたいと思います。

次に、防災対策についてであります。

津波の避難場所についてお伺いします。

先の12月議会でのこの件に係る質問で、津波困難地区である日置川地域の本町浜町地区には緊急避難場所がない。避難タワーの建築設置ではなく、現在ある消防車庫、区民集会所を避難場所に建て替えてはどうかと質問させていただきました。そのときの答弁の中で、津波避難タワー2基を建設する要望は受けていると。今後も協議を進め、用地の確保や施設のあり方等を検討していきたいというような答弁をいただいたわけではありますが、私が仄聞するところによると、タワー建設に係る用地の確保は、この本町浜町地区においては、難しいと聞き及んでいるところでもあります。また、現在ある消防車庫は耐震基準に至っていないとも仄聞するところではありますが、避難タワーを建設した場合、雨風はしのげることもなく、手洗い設備等もない。そういうところからすれば、避難ビルにすれば、少しの経費はかさむわけですけども、常日ごろから地域住民が利活用できる状況の中で、また、非常時にはそういった設備も備わっているというようなことから、やっぱり地域住民としたら安心安全を伴

うような気持ちを持っていけるのではないかというように思うわけであります。

それと、日の出地区の避難所までの避難道路については、私が申し上げている場所につきましては、地籍調査も終わっていますし、現在空き地とか農地が多いものですから、立ち退きによる建物の補償等にもかからないような場所と考えるわけであります。早々に地域の方々との協議し、進めていただけないものかというように思うわけでありますが、いかがでしょうか。

次に、被災後の対応策についてお伺いします。このことについて、がれきの処理、仮置き場の場所、方法等、また、仮設住宅の候補地等の対応について、12月議会で質問し、答弁は、復旧計画の中で検討する。また、仮設住宅の候補地についても、何らかの形で対応しなければならないので、復旧計画についても早急に取り組まなければならないと答弁いただいているところです。第2次長期総合計画の中に組み入れ、災害に強いまちづくりと被災後の復旧復興にいち早く立ち上がれるまちづくりを防災担当部署だけではなくて、各課連携した協議を重ね、早急に取り組んでいただくことを提案しますが、いかがでしょうか。

また、被災家族の復旧復興の支援にあつて、家屋が流出し、住居をなくし、家のローンだけが残ったというような被災者の方が視察に行ったときにはあつたわけですが、そういう被災家族への救済措置についても、町独自の措置方法を考え、住宅の建てる場合の資金についての借入れ金の利子補給をすとか、それから一時見舞金についてのことも考えると、そういったようなことを考えておく必要があるのではないかと思うのであります。

ただ、先般も一時あつた、自然災害における被災については、少し見舞金的なものにあつたようには記憶しているのでありますが、もう少しそういうところについての対応も考えておくべきではないかと思うわけであります。

道路整備についてお伺いします。

安心安全に向けた町道等の改修についてということで、通告しています。町道等というのは県道も含めた道路のことを、私は申し上げているわけであります。先ほど来何回となく申し上げている長期総合計画案の中で、主要県道日置川大塔線についての記載がないこととあわせ、日置川大塔線の玉伝口市鹿野橋間の改良についての記載ももちろんありません。大まかに道路、県道、主要道路を改修するというような抽象的な形で上がっているわけでありますが、そういったことから、川添地区住民の方に納得のいく答弁をお願いしたいと。

以上の3点につきまして、お願いしたいと思ひます。

○議 長

三倉君の質問に対する当局の答弁を求めます。

番外 町長 井潤君（登壇）

○番 外（町 長）

ただいま三倉議員から、農林業の振興についてのご質問をいただきました。

白浜町の農業は大変厳しい状況にあります。農業経営においても、農家のうち約7割が100万円以下の販売額であり、500万円以上販売している農家はわずか数パーセントに過ぎません。その上、度重なる台風被害が加わり、経営は困難を極めて現在の現状でございます。こうした中であつて、これまで町といたしましては、災害復旧を初めとする生産基盤の整備、鳥獣害対策等に重きを置いて、関係者の方々と一緒にまいりました。農林水産業の振興と地域産業の活性化についての今までの取り組みについての主なものを紹介させて

いただきます。

まず、多面的機能支払交付金事業でございます。これは、農業を未来につなげるために、町内各地域で農業、農村の有する機能を維持、発揮させることを目的として、多様な主体の参画のもとでの農道や水路の整備等による地域資源の質的向上を図る活動を支援しており、現在、町内17地区において取り組んでいただいております。また、日置川地域におきましては、条件が不利な急傾斜農地に対しては、中山間地域等直接支払交付金事業により、農業、農村の有する多面的機能の推進等将来に向けての農業生産活動を維持、発展させるための活動を支援してまいりました。

それから、農業用施設の改修として、最近では、日置川の矢田地区の揚水ポンプの改修や、ため池では、才野の碓三池と堅田の大池の改修を継続して行うための取り組みを進めており、有害鳥獣対策として行っている捕獲と防護柵への補助についても、狩猟期の捕獲も有害鳥獣駆除奨励金の対象に加え、最近ではカラスも捕獲対象に加えるなど、より一層の効果が得られるよう努めています。

また、生産数量目標に即して、米や野菜などの主要農産物の生産を行った販売農業者に対しまして、交付金の交付手続等を行う経営所得安定対策制度推進事業、それから、経営の不安定な就農初期段階の45歳未満の青年就農者に対して、経営開始型の青年就農給付金を給付することにより、青年の就農意欲の喚起と就農後の定着を図る青年就農給付金事業も進めています。

これらの成果としましては、数字としてあらわれる実感的なものを感じておられる方は少ないとは思いますが、生産基盤の整備や、鳥獣害対策などには一定の成果があったと思っております。引き続き、これらの政策は続けてまいりたいと考えています。

次に、長期総合計画の中での、第1次産品への加工や改良について具体的にどのようなもの、どんな形でどのような加工や改良をして、付加価値をつけていくのか。また、どのように取り組んできたのかというご質問でございますが、これにつきましては、まだまだ難しいところがあり、余り進んでございません。主な取り組みとしましては、川添茶のブランド化でございます。これにつきましては、生産者と行政だけでなく、経済団体などの関係団体にもご協力をいただきながら、ブランド化推進協議会を立ち上げ、さまざまな方面へ情報を発信してまいりました。ただ、後継者問題や生産性の関係から、皆様の期待どおり進んでおらず、今後についても不安が残っているというのが現状でございます。

それから、最近では、イタドリによる六次産業化、これにつきましても、民間事業者や県の林業試験場とも連携をしながら取り組んでいますが、成功に至るにはまだまだ時間がかかると思っています。

また、付加価値をつける行程を誰が進めていくのか、資金面をどうするのかという点につきましては、やはりこれらの工程を進め、資金面のご負担をいただくのは、生産者や農協などのその事業による直接の受益者となる方々がすべきであるというのが基本であり、行政はその助けをするという立場であるべきと考えています。

ただ、これらの受益者の方々が1つのベクトルを持ち、行政が動くことにより、町益につながると判断するときは、町もこれらの受益者の方々と一緒に、先頭に立って取り組む必要があると思っております。

続きまして、防災対策につきまして、津波避難場所についてのご質問をいただきました。

地元区からは、津波避難タワー2基の設置の要望をいただいているところであります。地元区役員の方に津波避難タワーを現地視察していただいた上での要望でもございますので、議員ご提言の件につきましては、地元区の中で協議いただきたいと考えます。地元区と協議の機会には、議員ご提言の件もお話ししたいと思っております。

また、整備はいつごろになるのかということにつきましては、地元区と協議を整えるときにも、国の補助を受けるべく取り組んでございますので、他の地区の計画を整え、年次計画的に取り組んでまいります。小規模な対策につきましては、県費補助を活用しながら、速やかに取り組んでまいります。

次に、日の出地区の避難所までの避難経路の整備についてのご提案ですが、地元区や所有者の意向もございまして、地元区と十分協議してまいりたいと思っております。

次に、復旧計画の第2次長期総合計画の組み入れについてのご質問でございますが、第2次長期総合計画に、防災について記載がございまして、内容は基本的なものを記載しており、詳細な取り決めにつきましては、白浜町地域防災計画や今後策定していく復興計画に、それぞれに策定する中で定めていくべきものと考えております。

それから、議員からご提言いただきましたように、災害に強いまちづくりをしていくには、防災担当部局だけではなく、町全体で取り組まなければ当然できないものと考えております。復興計画には、あらかじめ取り組むべきこととして、地籍調査の推進、復興まちづくり利用適地の抽出、応急仮設住宅用地や災害廃棄物処理用地等の広域調整、復興まちづくりに向けた体制の整備、復興まちづくりの事業手法の整理、地域産業の強化支援、公共施設の高台移転等、事前の取り組み、計画策定における住民との合意形成に至る取り組みなど、議員から提案いただいたことを含めて、復興計画の策定に取り組んでまいりたいと考えています。

次に、被災者家族への救済措置を町単独で被災前に制度化するご提案ですが、東日本大震災で被災された市町村の対応を見ますと、国や県の補助金や義援金などを財源として、要項を定めて、被災者に支援しています。その中に、住宅ローンの利子補給による救済措置をとられた市町村もございまして。また、先日2月5日に和歌山県は、大きな被害が想定される南海トラフ巨大地震に備え、被災後の区画整理や集落移転の手順などを定める復興計画事前策定の手引きを公表しております。白浜町のような沿岸19市町村においては、できるだけ早期に策定を求め、平成38年度までに県下全30市町村において策定することを計画しております。そういった中で、支援制度につきましても、調査研究してまいりたいと考えております。

次に、安心安全に向けた町道等の改修についてのご質問をいただきました。

現在、策定中であります第2次白浜町長期総合計画案の基本計画の中で、交通体系及びサービスの整備、充実を位置づけ、町内における交通便利性の向上のため、道路網の整備促進や生活交通ネットワークの充実を図るなど、住民や来訪者にとって良好な手段の維持、確保に向けて、よりよい交通サービスに向けた取り組みを推進することを基本方針とし、また、具体的な施策の内容といたしましても、主要県道、一般県道の整備拡充を進めると明記しています。

議員ご指摘の主要県道日置川大塔線の記載がなく、あわせて玉伝口市鹿野橋間の改修についての記載がないということでございまして、主要県道一般県道の整備拡充につきましては、日置川大塔線だけではなく、田辺白浜線や白浜温泉線、栄岩崎線等改修整備が必要な路線が

ほかにもございますので、特段日置川大塔線だけを記載していないということではありませんので、ご理解をお願いいたします。

また、県道日置川大塔線の整備促進は、町にとって大変重要な課題であることは十分認識しているところであり、この路線は第2次長期総合計画案の基本方針に掲げているように、日置川沿いの中山間地域の集落を結ぶ唯一の生活道路であるとともに、観光産業の振興を担った観光道路でもあり、地域住民にとって不可欠な道路であります。一部の集落間は、2車線整備がされているものの、道路は狭隘かつ見通しが悪く、特にここ数年は台風や豪雨等による影響で冠水や土砂崩れによる道路の通行どめがたびたび発生しているところがございます。このようなことから、毎年日置川区長会から、県道日置川大塔線の早期改修を統一要望事項として提出されており、平成28年10月には、日置川区長会や日置川観光協会、日置川町商工会等、各種団体の皆様の熱意により、県道日置川大塔線改修促進協議会も発足し、既に要望活動を行っているところがございます。今年度も、県に対しまして、当該路線の早期改修に向けての要望書を提出する予定にしているところがございます。

県としましても、当該路線の改修の必要性は十分認識していただいております。現在、矢田地区の日置駅周辺で改修工事を実施中であり、今後、久木地区でも改修工事の予定がございますが、県としても、一気に全線とはいかないが、セット区間を設けて、町や促進協議会の皆様と協力して取り組みを進めていきたいとお話をいただいております。

なお、具体的な整備箇所や整備の時期につきましては、さまざまな条件を勘案し、管理者である県が決定することは言うまでもございません。しかし、議員ご指摘の未整備区間を含め、今後も日置川区長会や県道日置川大塔線改修促進協議会の皆様方、また、議員の皆様方のお力をお借りしながら、県に対し強く要望してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議 長

当局の答弁が終わりました。再質問があれば許可します。

8番 三倉君（登壇）

○8 番

農業の後継者について、まずお伺いします。

私は中山間地区である日置川地域の川添地区や三舞地区にあつては、若者が地域に残り、もしくは若者が定住していける要素には、農業を主とした職業以外に定住していくということは大変難しいんじゃないかなと、このように思うわけであります。現在、紀南地方への工場誘致を考え、例えば県にお願いという格好で至っても、田辺市から南に1万平米、1町歩を超える工場誘致できるような用地は存在せんわけですね。存在するように用地を確保していくということになれば、開発の問題であつたりでかなりの時間を要するものですから、1年2年でなかなか用地の確保をできるということには難しい状況であろうと思ったりするわけですね。

それから、高速道路がすさみまで南進しましたが、泉南地方から和歌山にかけて、また、紀南沿いの沿線で工場用地として使用できる用地箇所というのは何カ所かあるそうなんです。そういうことからしたら、いくら高速代がただになっても、企業側とすればやっぱり時間的な要素とかそういうこともあることも含まれましょうし、工場の誘致による若者定住という施策はなかなか難しいんじゃないかというような結論になるように思うわけあります

ね。

それは、当局もそのようなことが、また、県のほうもそういうことだからということで、なかなかできないような現実であろうと思うわけでありませう。

そんな中で、地域の活性化にあつては、ITビジネスの誘致という形で町長は取り組まれたわけでありませうし、また、ITビジネスについての誘致は誘致として評価できるというところでありませうが、私は今後、白浜町全体というんですか、中山間地域等がもう少し人口流出に歯どめがかかるような政策というような形で進められないのかということをおし上げておられるわけでありませう。

その施策として、先ほどおし上げておられるように、農業の活性化を掲げ、我が町での中山間地域や耕作面積のある富田地区への農業振興を施策として長期総合計画にうたい、町長の公約にも掲げているということについては、私も賛同するわけでありませう。活性化についてはどのように取り組まれているのかということの中で、いま先ほど少しおし上げていただきましたけれども、農業に係る活性化ということで、誰が旗を振り、誰がどのような形とおし上げておられるか、状況で進めていくのかということについてお伺いしたかったわけでありませうけれども、その前に少しおし上げていただいたわけでありませう。

そんな中で、私は農業従事することを志すやうな方に対して、白浜町独自の補助政策を作成し、募集し、審査し、農業をしていただくやうな方法ができないのかというやうに改めておし上げておられるわけでありませうが、いかがでありませうか。

政策はあるという話の中で進めているということでありませうけれども、いろいろな施策について従事者というんですか、それとしたいという方がおられるかおらんかということも問題になるわけでありませうけれども、そういう政策というか補助政策というのを知っているか知っていないかということについて、少し疑問を抱くわけでありませう。その辺のPRについても関係者なりについてはどのような形なのかなというやうなこともおし上げておられるわけでありませう。

そういった話の中で、非耕作地やとか放棄農地が多く存在する中で、先般から全員協議会等でも報告いただいておりますわけでありませうけれども、農業委員会の制度を見直され、農地の貸し賃、貸し借り制度についてはあるということでありませうけれども、いま一つ、もう一つ突っ込んだ農地の貸賃についての制度を見出してほしいなというやうな格好をおし上げておられるわけでありませうけれども、あればあれば結構なんですけれども割と農地というのは規制があるものですから、その辺についていま一度お伺いしたいなとおし上げておられるわけでありませう。

それと、鳥獣害の政策について、先ほどおし上げていただきましたけれども、私は鳥獣害の被害が多い現実の中で、柑橘、果実の栽培でなく、ハウスによる農業施策振興に取り組み、それで反当たりの収穫の高い作付を考慮し、農協や県、農政課を取り組む中で進められないものだと。進めていることになるわけでありませうけれども、先ほどの質問の回答をいただいた中で、やっぱり100万円以下の売り上げ、また500万円以上の売り上げの方が数パーセントしかないという中で、そういった思い切ったことについてはどうかなとおし上げておられるわけでありませうが、いかがでありませうか。

それと、IT関連企業の誘致では、国県の補助も含めて貸賃オフィスでは1億1,200万円を予算化し、30年4月開設の第2といったらいいんですか、ITビジネスオフィスでは1億6,320万円の金額をかけて取り組んでいるわけでありませう。この両方を合わせると2億7,520万円という金額になってすごなおし上げておられるわけでありませうけれども、そのうちの半分の

1億3,160万円というのは補助額からということになるものですから、1億円以上の予算を組んでITビジネスを誘致したということでもあります。

そんなことからしても、農業の活性化事業についても県、国の補助をいただきながら1億円近い施策を組んでやっていけないものかなというようなことを提言するわけではありますが、いかがでしょうか。

それと、先ほど来特産品等について川添のお茶ということを述べられています。このことについては、以前、平成28年にも一般質問したんですけども、川添茶の生産農家の方々の年齢についてであります。当時の生産者では23軒がお茶の生産農家だったということでもあります。50代の生産者の方が3名で60代の方が2名、そのうち1名の方についてはことし多分70歳を迎えるような年齢であろうかと思うわけでもあります。あとの方は70歳以上の方々です。そういった現状の中で、どのような仕事でも技術は伴うわけでありましょけれども、専門的要素の伴うお茶の栽培から飲めるお茶にするまでの製造工程にはかなりの年数の経験を必要とすると思いますし、技術的な要素も伴うと思います。生産者に20代、30代、40代の方がいないわけですね。そこで、この問題、ブランド化しているこのお茶の後継者をどうするのかということについて、あわせて今生産者の方々の持っている製造技術というんですか、そのことについても後継者がいないということから、このままでは途絶えていくと思うわけでもあります。

このような状況にある中で、生産者について、やっぱり後継者についてもうちょっとPRしてできていくというような施策というのを考えられないものかと思うわけでもあります。私が申すまでもなく、関係者の方々を含めた中での対応、対策を講じるべきではありませんか。このままでは後に続く方がいないということは、町の中の1つの文化がなくなるということにもなるのではないのでしょうか。

ただ、後継者の問題にも課題が幾つかあると思うわけでもあります。繰り返しますけども、生産農家の方の農業売り上げが100万円に満たない方が70%近くおるという中で、今度は新たにお茶生産農家に取り組むとしたら、現状ではお茶の生産だけでは生活できない状況でもあるというように思ったりもします。1年を通じての収入であります。だからほかにどのような仕事を通じて収入を得ていく、生活をしていくのかという根本的な問題もあろうから、大変難しい問題であろうとは思いますが。

それと、新たにすることになれば、作付面積の確保とか苗木の植えつけから茶葉の刈りとりまでの期間の生活費の確保とか、それから作業工程の中での作付けの用地改善事業にしなければならない問題とか、大変先ほどから申しているように、課題が多々ございます。そのような中でということ、素人の私でも思うところありますので、そのあたりを考える中で、後継者問題について取り組まなければならない問題等に取り組むことについてどうお考えでしょうかと思うわけでもあります。

いま一つは明るいニュースというんですか、川添茶については、町長も割と力を入れてくれているというように私はとるんですけど、それに県のほうは、生産ということに関して割と農政課のほうは力を入れてくれているように、私は思っているんです。知事も川添へ何回も足を運んでお茶をいただいたということも聞いたりしてますし、また、振興局の担当者の方も現地に足を運んでいただいているような形はあろうと思うんです。それからしたら、まだ町の担当者の方のほうは地元へ足を運んでいただけないというようなことを聞いたりもす

るわけです。私はそれははっきり言い切れんのですが、いずれにしても、補助制度をもう少し活用できないのかということ、進めていけるのかなということをおもったりします。

ただ、そしたらお前がしたらどうなということになるんですけど、私はとてもそういうような歳も歳でありますし、やっぱりブランド化したものがなくなるというような形になったら寂しい限りですので、その辺についてのご答弁をいただけたらと思います。

それと、いま一つ、防災等のことです。それは復旧復興についてという中でこれから取り組んでいかれるということの答弁でありました。その中で、1つは神戸の阪神大震災のときには、やっぱりインフラの問題の中で電気と水が割とネックだったというようなことを市長さんであった方もおっしゃったというようなことを仄聞するわけです。そうしましたら、前に同僚議員の玉置議員もおっしゃってましたけど、水の問題が一番大きいではなかろうかというようなことも聞きました。それからしたら、水の問題の中で、電気もそうなんですけど、結局は病院のようなところが一番困るような格好になるんじゃないかなんかと思ったりするわけです。それと、停電になるということですから、やっぱり停電が起きることについて、もちろんモーターを回して水を使い、発電するというようなことにもなるものでしょうから、そういったことが復旧の中でも、まずなつた後は、1番目にはそういうことだということ、ちょっと二、三日前に通告してから、この質問について通告してからそういう空調関係の方とかシステム関係の方に話を聞いたものですので、あわせてそういうことも含めた中で復旧復興についての文言に取り組んでいただけるような方向になるのではないかなんかというようなことを思って、2回目の質問を終えます。終わります。

○議 長

再質問が終わりました。再質問に対する当局の答弁を求めます。

番外 町長 井潤君

○番 外 (町 長)

三倉議員から貴重なご提言をいただきました。

農業の現状を見ますと、我が国の農家人口は総人口より高い水準で高齢化が進んで、進行しております。農家人口における高齢者の割合は総人口に占める高齢者の比率を大きく上回っています。これはわが白浜町においても例外ではなく、特に中山間地区におきましては、より顕著になっている反面、議員ご指摘のとおり、若者が定住していける要素としては、農業を主とした職業にならざるを得ないのが現状で、その課題となるのも、先ほどからのご指摘のとおりでございます。

そのような観点から、ご提言にありますような第三セクターの方式になるのか否かは別にしまして、法人格を立ち上げ、進めていくというのも方法の1つとしては共感するところでございます。メリット、デメリットや費用対効果というようなこともあるかと思っておりますので、早速担当課に研究するよう指示させていただきます。

次に、ハウスによる施設農業に取り組み、反当たりの収穫額の高いものを作付品種として農協や県の農政課を取り込む形で進めていくべきではというご提言でございますが、当然そのような観点で取り組むべきであり、生産者の方々は、これまでもそのように取り組んできたかと思っております。この件につきましては、貸付制度も含めまして、後ほど担当課長から答弁させていただきます。

それから、1億円の事業費で町の農業活性化施策をとのご提言をいただきましたが、IT

ビジネスオフィスのことを例にしてもご提言でございますが、農業はやはり個人経営者が多く、基本的に多くの額を個人に寄附するというようなことはいかがかと思っておりますので、法人を相手に町へ誘致することに町費を費やすものとは少し同じようにはいかないと思っております。ただ、その町費を農業に費やすことを惜しんでいるわけではございませんので、先ほどの法人の立ち上げなども視野に入れながら、ご提言にもございました農協は県の農政部門にもご相談をしながら進めていきたいと考えております。

最後に、川添茶の後継者問題に対する対応についてもご質問をいただきました。後継者不足につきましては、川添茶のみならず、農業、林業、漁業、いわゆる第1次産業共通の課題であります。これから少子高齢化社会が一層進んでいく中では、より深刻な問題であると認識していることは、以前の三倉議員のご質問の中でも答弁させていただいたところでございます。その中では、集落営農のことや白浜町農業振興協議会が町の農業に係る諸団体に対して、現状と課題と把握するために行ったアンケート調査の中でも、川添茶を取り巻く現状と課題、それから、町に対する要望などもいただいていることにもふれさせていただきました。その後8月に、JAと生産者の間で法人化による六次産業化の話がありました。JAの担当者からお聞きするところでは、その中身は、川添茶を残すために、法人化に向けての検討を行っていく。今後六次産業化の話を進めるに当たり、補助金等の相談もあるかもしれないのでよろしくお願ひしたいというようなものであります。

先ほど川添茶のブランド化の話もさせていただきましたが、私も川添茶は町の貴重な資源だと思っておりますので、どうにか残せるよう協力していきたいと思っております。議員におかれましても、今後ご支援をいただきますようよろしくお願ひ申し上げます。

最後に、インフラ整備につきましてのご提言もいただきました。やはり今後発生するであろう大規模災害、これは津波、地震、震災だけではございません。いろいろな災害が想定される中で、この水の問題、特に病院等の公共施設がまずは被災した場合に、大きな課題となります電気、もちろん空調、そういったものも大きな課題として降りかかってくるので、このあたりも今後、やはり関係者の皆さんと一緒に、どういうふうな対策がとれるのか、被災後の復旧、復興計画につきましても、県も今やろうということで、関係市町村にも指示されておりますので、今後そういったことも含めて、この中に入れていきたいというふうに思っております。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

農地の貸付け、賃借制度、それから施設農業に対する誘致制度について答弁させていただきます。まず町独自の農地の貸付制度という点につきましては、農地流動化促進対策助成金としまして、農地中山間管理機構を通じて行った貸付けに対する助成を行っております。ただ、この額については周辺市町村より低額ということもあまして、平成29年度からその額を引き上げさせていただいたところでございます。

それから、農業委員会制度の見直しの話もございましたが、これに関する法改正の中で、農業委員会の事務として農地利用最適化が明確にうたわれました。これにあわせて白浜町では、長期放棄されていた農地の利用権設定に対しては、さらに上乘せをするための予算を平成30年度当初予算として計上してございます。農業委員さんも農地の最適化に活動してい

く中で、やはりこれまでと違ったこんなメリットがあるよということもうたいながら、活動を推進できるよう、このような予算を現在のところ考えてございます。

また、農業関連の融資制度につきましては、より有利な融資を受け、施設を充実されることにより、収入を高めることができれば、若者の農業に対する魅力も高まり、地域の活性化にもつながると思っております。ただ、白浜町には町独自の融資制度はありませんし、周辺の市町村を調べてみたところでは、独自の制度を設けるところは確認できませんでしたが、農業者が利用できる融資制度としましては、農業近代化資金や生活営農資金など、既に据置期間が設けられている融資制度が多数ございます。他の自治体でも、これらの融資制度の活用に対し利子補給をしているというのが現状であり、白浜町でも農業経営基盤強化資金と生活営農資金というこの融資制度に対して、利子補給制度を既に設けてございます。ただ、これらの制度を使っていただくことで、町として新たな融資制度を設ける必要はないというふうに考えているんですが、農協を初めとして、関係者のご意見もお伺いしながら、利子補給の対象となる融資制度をふやすことや、利子補給をする期間の延長、こういったものも視野に入れながら、より農業者が利用しやすくなるようにする必要はあると思っております。

当町にも建物施設資金であるとか、農業用機械購入費に対する利子補給制度もございます。ですから、現時点では、町が新たにというよりは、こちらのほうを使っていただくというようなことで、考えてございます。ただいづれにしましても、こういった付加価値の高いものを農業に取り組んでいくということにつきましては、やはりそれに取り組む方々というのは必要になってまいります。旧白浜町のエリアでございましたら、野菜を施設農業、こういったものにして付加価値を高め、生産性の1アール当たりからとれる金額といいますかそういったものも視野に入れながら取り組んできて、それで成功されている農業の方々もございます。ただ日置川地域においては、まだその辺の部分というのは開拓の余地が少しあるのかなというように思っておりますので、農業者の方々といろんな相談をさせていただきながら、場合によっては、先ほど資金面の皆さんが知っているのかなというあたりがあるというご意見もあったんですけど、この辺はやはり農協さんが上手にやっていますので、十分ご存じなのかなというように思っております。

それから、川添茶の件をいただいたわけなんですけど、こちらのほうも先ほど町長のほうから法人化という話がございました。それで以前から町のほうでも、機械が壊れたときに補助金を出したり、こういったことをしていたんですが、農協のほうもやはり川添茶というものを独り立ちしてということを考えているみたいでございまして。そうなりますと、今度は個人に給付というのはなかなかできないものですから、やはりこちらのほうも現在六次産業化により法人化するということになりましたら、いろんな補助金を直接川添茶の生産者の方々が受けとりやすくなるというようなこともございますので、こちらにつきましても、行政として協力できるところは協力しながら、それからご相談にも適宜応じていながら対応してまいりたいと思っております。

○議 長

当局の答弁が終わりました。再々質問があれば許可します。

8番 三倉君（登壇）

○8 番

農業施策について本当に町長も担当課長もおっしゃっていたように、結局個人に融資する

ということにはできるでしょうけど、金を譲与するということは難しいものですから、だから利子補給制度の問題とか金を借りやすくなるような方法とか、そういう優遇措置を今答弁いただいたんですけど、そういった中で後継者がより多くなるような格好の施策を考えていただけたらと思います。

農業についてはこの辺で終わります。

あともう一つ、道路のほうであります。3項目目です。道路については町長が県道日置川大塔線にかかわらず、ほかの県道についても主要県道について進めていくという答弁だったです。それはそれでそういうことなんですけど、結局要望をしても、私がかねがね申し上げているように、地籍調査をしてあるところからしか進んでくれないんです。だからそこから辺がやっぱり全体的に総合して取り組んでいくような方法を考えていただかないことには、いくらこちらから要望してもならないんです。それはずっと言っていることなんですけど、なかなか理解してもらえないということがちょっと残念なような気もするわけであります。

そこで、議長すみません、少しもうお時間をいただき、私的なことで誠に申しわけないんですけども、少し述べさせていただきます。

初めから申し上げますと、少しお時間をいただき、お礼と感謝、それから職員の方々にお願いじみたことを申し上げたいと、このように思うわけであります。4年少し前から難聴の傾向にあるように自分なりに自覚していたのでありますけども、1年ほど前からその傾向が大変ひどくなり、少しの声や小さい声での会話は聞き返すことが日々多くなりまして、仮に3月18日の町議会議員選挙に立候補し、当選させていただいても、向こう4年間健康に自信すら持つことができず、立候補することを断念した次第であります。来る3月の任期末で平成8年7月、旧日置川町での初当選以来6期、21年8カ月、議員を務めさせていただきました。その間、先輩の議員さんを初め、同僚議員の皆様方には立場の違いや思想の異なる中で意見を交わし合い、また、ご指導いただき、私にとりましては自己研鑽させていただきましたことに感謝とお礼を申し上げます。

事業課の職員の方に1つお願いがあります。もう少し、私の所見というか偏見もあるかもわかりませんが、もう少し物事に問題意識を持って取り組んでいただきたいと思いますところなんです。また、担当時に起きた諸問題については、なるべく次の担当者の方に残していくというような処理の方法は控えてほしいなというようなことも感じました。ただ、私個人に対しましては、私のくだらないような質問に対してもきっちりと丁寧にお答えいただいたり、わかりかねる事案には丁寧にご指導いただいたことには、皆様方に感謝申し上げたいと、このように思います。

議員活動の中でも私の地盤は日置川ですから、主に日置川地域の諸問題について質問させていただき、取り組んできたつもりです。とりわけ、防災、道路整備等についてを課題とした中で、県道日置川大塔線玉伝口市鹿野橋間に係る改良工事については、町の合併時点での課題でもあり、また、町長の選挙公約の一部であったと、私は思っているところであります。それは、安全で安心、豊かなまちづくりの推進ということの選挙の公約の一部ととらえているわけではありますが、そういったことに欠かすことのできない事業であるわけではありますが、私の質問している間において理解していただけず、着工できる状態にすら至らなかったことに非常に残念で悔やまれてなりません、今後は日置川地域の住民の一人として、別な手段を視野に入れ、今後、このことについて取り組んでまいりたいと思ったりします。

いずれにいたしましても、このような課題や諸問題への取り組みに、21年8カ月という長きにわたり、ご指示、ご支援いただきました支持者並びに後援者の方々にお礼と感謝を申し上げます。議員として最後の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議 長

以上をもって、三倉君の質問は終わりました。

暫時休憩します。

(休憩 11 時 13 分 再開 13 時 00 分)

○議 長

再開します。

西尾議会運営委員長から報告を願います。

2 番 議会運営委員長 西尾君 (登壇)

○2 番

休憩中の議会運営委員会の協議の結果をご報告いたします。

本日は5番丸本議員までの一般質問を行い、一般質問を終結し、散会することになりましたので、ご了承をいただきたいと思えます。

明日は議案審議に入ることとなりましたので、ご報告します。

なお、明日の開会時間は午前10時となりますので、よろしく願います。

以上で報告を終わります。

○議 長

報告が終わりました。

引き続き、一般質問を許可します。

7番廣畑君の一般質問を許可します。廣畑君の質問は一問一答形式です。まず、介護保険についての質問を許可します。

7 番 廣畑君 (登壇)

○7 番

一般質問をさせていただきます。最初に介護保険の制度のついてお尋ねいたします。

介護保険制度が、この間大幅に改定されまして、これまでの要支援1、2と判定された方々への介護予防給付は保険で給付をされてきました。これが白浜町でも、今年度から新総合事業という名称で独自に実施する事業に変更されました。以前のような1割負担という保険給付ではありません。その財源には、国が定めた上限があり、要支援1、2なら誰でも従来のようなサービスが実施できるわけではありません。

そこで、お伺いします。今年度から昨年4月でありますけれども、新総合事業が始まりましたが、要支援1、2の方々は概ね現行相当サービスということでこれまでと変わらないサービスとなっているようではありますが、利用者の皆さんは制度がこれだけ大きく変わってきたということについて、果たして理解しているものでありましょか、お尋ねをいたします。

○議 長

廣畑君の質問に対する当局の答弁を求めます。

番外 町長 井潤君 (登壇)

○番外 (町 長)

ただいま廣畑議員から介護保険事業についてご質問いただきました。

介護保険制度改正による新しい総合事業では、介護予防、日常生活支援総合事業として、現行の訪問介護や通所介護に相当するサービスのほか、多様なサービスが想定されております。当町では、今年度新たに要支援認定を受けられた方、及び要支援認定の更新を迎えられた方の訪問介護、通所介護は以前と同じ指定基準でのサービス提供が実施されております。現行相当サービスへの意向となっており、全員が以前と同じ事業所による同様のサービス提供を受けられております。また、自己負担につきましても、予防給付と同じく1割から2割の負担となっておりますので、現在のところ、多くの方は制度の違いを感じることなく利用されていると考えております。

○議 長

7番 廣畑君（登壇）

○7 番

答弁をいただきました。

現行の方は概ね理解されておるといようなことでございます。しかし、事業所だとか行っておる方におきましては、やはり詳しく今後変わっていく制度についてはなかなか理解されてないと思うわけです。ぜひそうしたことにつきましても、今後、親切な親身な対応、こうしたことをお願いしたいと思います。

次に、サービスの利用状況について伺います。

今年度の要支援1、2の認定率、前年と比べて変化がありますか。また、今年度からの真相事業について、国で定められた上限額に対して今年度の利用見込みはどれぐらいの割合になりますか。

○議 長

番外 民生課長 三栖君

○番 外（民生課長）

要支援認定率につきましては、過去5年間では減少が続いており、今年度は横ばいとなっております。認定率、予防給付額とも減少傾向にあることから、総合事業の国の上限額に対しまして、当町の利用は約90%程度となる見込みでございます。

○議 長

7番 廣畑君（登壇）

○7 番

今後、高齢化や利用料のアップで新総合事業の上限額、今は90%と言うてますけれども、上限額を利用額が超えた場合は町として独自に財源を措置する、そういうおつもりはありますか。

○議 長

番外 民生課長 三栖君

○番 外（民生課長）

総合事業が上限額を超える場合には、町からの繰り入れが原則となっております。

○議 長

7番 廣畑君（登壇）

○7 番

町からは上限額を超えたら繰り入れをしていくと、丁寧に利用者に寄り添うたことでやっ

ていくということであろうと思います。聞くところによりますと、本当は利用者のためにもう少し訪問の回数をふやしたい。でも、回数をふやすと全額自己負担になるためにやむなく利用回数を制限してもらっている事例があります。こうした実態も含めて、新総合事業の実施で、これまでどんな問題点があり、今後どのような課題が出てくると考えておられますか。お尋ねします。

○議 長

番外 民生課長 三栖君

○番 外（民生課長）

総合事業においても予防給付と同様、認定に応じたサービス提供となりますので、上限額以上の利用を要望される場合には、自己負担が発生してきます。課題としましては、要支援認定で非該当となりましても、基本チェックリストで該当とされた方は総合事業の利用が可能となりますので、利用者の増加による給付費の増加が見込まれることとなってきます。これが今後の課題となります。

○議 長

7番 廣畑君（登壇）

○7 番

昨年の12月14日地方紙では、次のように報道されています。田辺市シルバー人材センターが軽度の要介護者の家事援助をする訪問型生活支援サービスをスタートさせたと。利用者は5人と少ないが、今後徐々にふやせるよう体制を整える。そのために、利用者宅に派遣する訪問生活指導員の登録を、現在の32人から最低100人以上にすることを目標に取り組んでいく。サービスの対象者は、要支援1、2の認定を受けた市民、人材センターは要支援者宅に支援員を派遣し、ケアプランに沿った家事の援助をする。この生活支援サービスを受けるには、担当するケアマネージャーによって必要な生活支援のサービスとケアプランが盛り込まれる必要があるというわけであります。これはこれまでだと専門的な資格を持つヘルパーが実施をしていたサービスを、いわゆる多様なサービスとしてシルバー人材センターに委託しているものです。

そこで伺います。こうしたサービスは、ヘルパーの専門性を否定するものであり、ひいては利用者の自立支援に支障をきたす可能性があると考えます。白浜町では導入すべきではないと思いますが、いかがでしょうか。

○議 長

番外 民生課長 三栖君

○番 外（民生課長）

総合事業における現行相当サービス以外のサービスにつきましては、基本的には専門性が必要なサービスは含まれてございません。また、訪問型、通所型サービスAにつきましては、事業者指定が想定されており、訪問型、通所型サービスBにつきましては、ボランティア団体等への補助となっております。多様なサービスにつきましては、来年度以降、生活支援体制整備事業におきまして取り組んで、協議体の委員の方々とも協議しながら、要支援のニーズに応えられるものを検討してまいりたいと考えてございます。

当町では、シルバー人材センター様への委託についても今後の協議の中で検討させていただくものとなりますが、高齢者の就労支援、生きがいづくりとして重要な役割を担っていた

だけるものと考えております。また、当然のことですが、利用サービスの選択に関しましては、利用者の経済的な負担の軽減と本人の希望を尊重しながら、適切なサービス利用につなげてまいりたいと考えてございます。

○議 長

7番 廣畑君（登壇）

○7 番

要支援の方のニーズに応えられるものを検討していくということでございます。そしてまた、経済的な負担の軽減、あるいは本人の希望を尊重した、その辺はほんまにそうであると思うので、尊重して取り組んで、事業を推進していただきたいと思っております。

次に、平成30年度から、ことしの4月から開始される改正された介護保険法、いわゆる地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律に基づく取り組みと、白浜町の第7期事業計画について伺います。

まず、新しく改正された介護保険法で、今後どのような取り組みを白浜町でしなければいけないのか、わかりやすくご答弁ください。

○議 長

番外 民生課長 三栖君

○番 外（民生課長）

地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組みにつきましては、地域包括ケア推進会議としまして、総合事業だけでなく認知症施策、医療介護連携、生活支援体制整備など、各事業に介護保険係、包括支援センター、福祉係、健康増進係から、担当者を割り当てまして、課題整理や進捗状況の報告等の会議を月1回実施してございます。特に来年度からの新事業として取り組まれる認知症総合支援事業につきましては、包括支援センターの職員を1名動員し、今後ますます深刻化する認知症施策についての体制を強化する予定となっております。

○議 長

7番 廣畑君（登壇）

○7 番

社会が進んで、高齢者が実際に多くの方がふえていくという現状でありますけれども、そうした中でさまざまな認知症施策などについても、高齢化の中でほんまに大事やなということをおもうわけですが、そういう体制であるという、組織も増員をしていくというようなことでもあります。端的に言えば、高齢者の自立支援、重度化防止、そういう錦の御旗のもとに、いかに介護保険を利用しない高齢者をふやすか、自治体ごとに競わせるような内容になっているというふうに思うわけですが、例えば大阪の大東市など、先行してこうした介護保険の保険給付を余り使わずに新総合事業でやっていこうかということがあつたわけなんですけれども、昨年夏にNHKで放映されました現状、そしてこの大東市もモデルとしてきました和光市では、要支援の方をそうした今までのヘルパーさんの利用、こうしたことから現行相当から緩和型へ移行させていく、そしてさらには住民主体のサービスなどへの卒業、介護保険あるいは町の事業からはずしていき、卒業させていく、そうしたことがかなりきつくなつた国の指導のもとで行われている現状があります。

こうした市の取り組みの様子では、ほんまに重度化をしていく、軽い段階でそれを積み重ねていって、要介護にならんようになっていくということが、重度化をしていく、介護保険

をはずしていくことにならんようにしていただきたい。こういう国のやり方をそのままモデルにして取り組んでおる自治体のようなにならんようにしていただきたい、このように思いますが、町長はどのように思われますか。私は、高齢者の尊厳と権利を守る介護保険となるように、自立支援を自分で自立をしていくことを押しつけない、そのような取り組みを求めるものでありますけれども、いかがでしょうか。

○議 長

番外 町長 井澗君

○番 外(町 長)

現在のところ、自立支援型地域ケア個別会議等による自立支援のための施策については、当町において実施予定はございません。一般介護予防事業等による健康寿命の延伸に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○議 長

7番 廣畑君(登壇)

○7 番

ぜひ、そういうことで取り組んでいていただきたい。やはり高齢者がほんまに尊厳をもって生きていける、そういう手助けをするという方向で取り組んでいただきたい、このように思うわけです。

次に、第7期事業計画についてお伺いします。

基準額で600円の値上がりとなり、年間7万8,900円になる予定ですが、県内での大体何番目ぐらいの位置になるんでしょうかということをお尋ねします。

○議 長

番外 町長 井澗君

○番 外(町 長)

当町の第7期介護保険料基準額につきましては、年間7万8,900円、月額6,575円となっております。県内市町村の基準額につきましては、現在のところ非公表であるため、当町の位置づけはわかりませんが、県内平均は6,700円となっております。第6期同様、県内市町村に比べましても、かなり低い基準額設定になっておりますが、今後もさらなる高齢化による認定者及び給付額の増加による保険料の上昇が見込まれております。単なる自立支援や給付の抑制ではなく、必要な方に必要なサービスを提供できるよう、認定や給付の適正化を図り、よりよい白浜町介護保険の運営に取り組みたいと考えております。

また、国庫負担の増額につきましては、全国町村会からの平成30年度政府予算編成及び施策に関する要望にもございますとおり、給付費の国費負担のうち5%が調整財源とされている分について、外枠での算定となるよう、今後も引き続き要望してまいりたいというふうに考えております。

○議 長

7番 廣畑君(登壇)

○7 番

基準額については、中ほどであると、全県的に基準額については中ほどであるということでありまして。以前ご存じのように3期のとき、近畿一高い介護保険料ということでニュースにもなりましたし、取材にも白浜町にやってきました。だから、あかんねということではな

しに、やっぱりこれ以上の住民負担は限界があると。当時第1期から始めて18年、2000年に介護保険が始まったんですけれども、当時の基準額は、ご存じのように3,000円ちょっとでした。今は6,000円を超えるわけなんですけれども、この18年間で倍になった。こういう中で、年金はやはり倍にならなくとも1.2倍になってある。1.1倍になってあるということであればええのですけれども、やっぱり住民負担は、えーっとびっくりするほどの介護保険の保険料であります。

町長が先頭に立って、軽減を求めていくということ、首長さんの中でも、やはり白浜町長が先頭に立って負担の軽減を求めていく、そういうふうなことで、住民のために自治体の首長として頑張っていたきたい、このように思うわけであります。

再度、こうした住民負担について、町長のお考え、そうした先頭に立っていかれるというふうな決意をお願いしたい、お聞かせ願いたい、このように思います。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外(町 長)

ただいま廣畑議員からご質問いただきました介護保険料の推移につきましても、第1期では白浜町の場合は3,033円ということで、この第7期におきましては6,575円ということで倍以上に上がってきております。今後、いろんな人口減少ですとかいろんな影響もあると思います。やはり少子高齢化の時代でございますので、先のこともやはり我々は見通して、平成30年度以降、慎重に料金設定、あるいは介護保険についての検討を重ねていかなければならないというふうに思っております。

同時に、地域包括ケアシステムの構築に向けて、白浜町のみならず、他の市町とも連携しながらやっていくということで、責任を持って白浜町の首長として皆様の生活に不安とかそういういったものがないように、できるだけ皆様方と町民の皆様に利益が、恩恵を被るような、そういった福祉施策に取り組んでまいりたいと思っております。

○議 長

7番 廣畑君(登壇)

○7 番

ぜひそうしたことを具体的に組み込んでいただきたいと思っております。これでこの質問を終わります。

○議 長

以上で、1点目の介護保険についての質問は終わりました。

次に、2点目の防災についての質問を許可します。

7番 廣畑君(登壇)

○7 番

国は、南海トラフ巨大地震の発生を、今後30年間には70%と想定をしております。ここ数日前の報道によりますと70%から80%というふうなことで、10%ほど上がったということでもありますけれども、こうした状況から、町は人的被害をなくすために取り組んでおられますが、富田地域の一時避難場所として、海拔43メートルの急傾斜地である小倉山を指定してございます。また、県は小倉山を急傾斜地崩壊危険区域に指定ということでもありますけれども、これはどのような区域なのでしょうか、お尋ねします。

また、町としての急傾斜地の改善の方策をどのように策定されていますか。

○議 長

番外 建設課長 坂本君

○番 外（建設課長）

廣畑議員から富田地域小倉山の急傾斜地崩壊危険区域の指定に関するご質問をいただきました。まず急傾斜地崩壊危険区域とはどのような区域であるのかとのご質問でございます。この急傾斜地崩壊危険区域は、昭和44年7月1日に施行された急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律、これに基づきまして、土砂災害の危険性がある区域を県知事が指定するものでございます。

小倉山周辺では、昭和60年10月29日付で富田小学校プールから奥の東側斜面、この場所を急傾斜地崩壊危険区域ということで指定されております。既に周辺の家屋の裏側では対策工事が完了しているところでございまして、この区域に指定されますと、区域内においては立木竹の伐採や、切土、掘削または盛土等で急傾斜地の崩壊を助長又は誘発する恐れのある行為については、一定の制限があり、知事の許可を有します。なお、議員もご承知かと思いますが、急傾斜地崩壊危険区域は、現在県が指定を進めております土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律、通称土砂災害防止法と言われるものでございますけれども、これによります土砂災害警戒区域とよく混同されやすいのですが、平成29年5月30日に小倉山の尾根付近を除く周辺一帯がこの土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域にもあわせて指定がされてございます。これらの指定につきましては、県が現地で基礎調査を行い、急傾斜地の崩壊の恐れがある場合、この土砂災害警戒区域、通称イエローゾーンと呼ばれるものです。傾斜度が30度以上で高さが5メートル以上の区域。それから急傾斜地の上端から水平距離が10メートル以内の区域、それから急傾斜地の下端から急傾斜地の高さの2倍以内の区域を知事が指定します。また、土砂災害特別警戒区域、通称レッドゾーンと呼ばれるものは土砂災害警戒区域のうち急傾斜地の崩壊等に伴う土石等の移動により、建築物に損壊が生じ、住民に著しい被害が生じる恐れがある区域を知事が指定することになっています。

それから、次に、町として急傾斜地の改善の方策はどのように策定されているかとのご質問でございますが、現在町としては急傾斜地の改善計画というようなものは策定してございません。議員ご承知のように、急傾斜地崩壊対策事業につきましては、全て県営事業で実施していただいております。町の負担金、それから受益者負担金も必要となってくることから、地元からご要望をいただいた場所についてその都度県に要望をしている状況でございます。しかしながら、指定された土砂災害警戒区域内における警戒避難体制の整備と町の地域防災計画へ記載することや、また、土砂災害被災ハザードマップを作成し、住民への周知の徹底を図っていくことが定められておりました。今後の取り組み課題となっているところでございます。

○議 長

7番 廣畑君（登壇）

○7 番

専門用語と制度について、なかなか難しいものが、すぐには覚えられないものがありますけれども、そうした危険があるハザードマップなどで周知をしておるということであります。

その周知についても、わかりやすく周知をするというようなことと、地震、津波がどういふふうにかかるかわからぬのでどういふふうと思ひ、心配しておるわけでございますけれども、急傾斜地崩壊危険区域の周辺の人たちの津波からの避難はどのようにすればいいのでしょうか。富田川と高瀬川に挟まれたこの三角地帯の世帯が多い富田地域、どのように安心安全を守っていきますか。ここにも避難タワーの設置などが必要ではないでしょうか。このことについてお伺いします。

○議 長
番外 総務課長 榎本君

○番 外（総務課長）

白浜町につきましては、急傾斜地危険崩壊箇所、これが635カ所存在しております。議員ただいまご指摘の富田小学校裏山の小倉山につきましても、土砂災害特別警戒区域に指定されてございます。津波ハザードマップに掲載されてございます初期避難場所につきましては149カ所ございまして、そのうち99カ所の避難場所が山の近くの広場や山の中腹、または山頂などとなっております。白浜町の地形上、住宅地の近くには山があり、津波から逃れるためには、地震が発生しましたらすぐに高台へを合言葉にこれまで住民の皆様へ啓発を行ってきたところでございます。

自主防災組織の避難訓練では、自宅から避難場所までのたどり着くまでの時間の把握と、避難場所へたどり着くまでに地震が発生したとして、危険な箇所がないかの確認と、地震はいつどこで発生するかわからないので、近所には幾つの避難場所があるのか、ハザードマップなどで確認をいただいて、発災時には避難場所または避難路が土砂崩れしていないかどうかなど、安全確認をした上で、安全な避難場所は避難していただくようお願いし、啓発してございます。

富田地区につきましては、津波避難困難区域があり、津波避難困難区域の解消に向けまして、地元区と協議を行っているところでございますが、津波避難困難地域の富田川の川口地区にあります津波が発生した際に避難場所がないところにつきましては、津波避難タワーの設置等の対策を協議しているところでございますが、高台の避難場所がある場合には、そちらの高台のほうへ避難するよう協議をしているところでございます。安心安全に避難していただくためには、避難場所までの避難路の整備、避難誘導灯など、地域により整備しなければならないところがそれぞれ違ってございます。避難タワーが富田川口以外に必要なかどうかということにつきましても、地元区と協議してまいりたいと考えてございます。

○議 長
7番 廣畑君（登壇）

○7 番

基本的に避難タワーについては、津波避難困難地域この地域については、富田川川口であるというふうなことであります。ただ、今後とも協議をしていくと、区の住民の皆さんと協議をしていくということでもありますけれども、そうしたことがあれば、ぜひ皆さんと協議をしていただいで、ふやしていただきたいと思うわけでありませう。

そうしたことに關しまして、避難困難地域に避難タワーの設置が急がれますけれども、各地区では、今どのような現状にありますか、お尋ねします。

○議 長

番外 総務課長 榎本君

○番外（総務課長）

和歌山県が平成25年3月に南海トラフ巨大地震の津波浸水想定を公表しまして、白浜町には11地区、17自治会の津波避難困難地域が示されたところでございます。津波避難困難地域の解消のための対策につきましては、津波避難タワーの設置や避難路の整備など避難困難地域を抱える地元区からのご要望等々を協議して、ご要望もいただいているところでございます。

現在タワーにつきましては、中地区、富田地区、椿地区、日置地区というところで、それぞれ地区と協議をしているところでございまして、津波避難タワーの設置については、設置する場所など地元区と十分協議をした上で整備する必要があると、このように考えてございます。協議の整った地域から、町でできる整備につきましては、県の和歌山防災力パワーアップ補助金を活用するなどして、避難対策を進めてまいりたいと考えてございます。各地域の協議を終えたところから対応して、また、可能な限り地元の意向に沿えるよう、整備を進めてまいりたいと考えてございます。

津波避難困難地域の解消は急務であります。地元の要望もできるだけ取り入れた対策を実施していきたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長

7番 廣畑君（登壇）

○7番

現在そういう避難困難地域にタワーを設置するために、建設するために協議をしていると、特定の地域の名前も挙がりましたがけれども、こうした避難困難地域、あるいはまたその避難困難地域に準じる地域も含めて、それぞれの地域と地区と相談をしながら、年次的にきちんと進めていっていただきたい、このことを申し上げまして、この質問を終わります。

○議長

以上で、2点目の防災についての質問は終わりました。

次に、3点目の生活保護の引き下げについての質問を許可します。

7番 廣畑君（登壇）

○7番

生活保護の引き下げについてということで質問をいたします。

新聞報道によりますと、ことしの秋に生活保護の保護費が引き下げられようとしています。特に都市部の利用者に多く、地方の町村部でも子育て世代に最大で1割程度の減額が試算されています。保護利用者だけではなくて、他の事業にも影響が出ると言われていますけれども、連動した事業はどのような事業がありますか。お尋ねします。

○議長

廣畑君の質問に対する当局の答弁を求めます。

番外 町長 井潤君（登壇）

○番外（町長）

生活保護基準額につきましては、5年に1度の見直しがなされているところでありますが、2017年12月18日付の毎日新聞の報道によりますと、政府は生活保護受給額のうち食費や光熱費相当分である生活扶助費について、2018年10月から3年かけて段階的に国

費ベースで年160億円、約1.8%削減する方針が決められています。ただし、減額が大きい世帯は母子加算などを加えた総額で5%の減額にとどめるとされています。生活保護基準額は要保護者の年齢、性別、世帯構成、所在地、その他保護の種類により厚生大臣が定めることとなっており、具体的には生活様式、物価の違いなどによる生活水準の差に対応して、全国の市町村を6区分の級地、白浜町の場合は3級地の2に分類し、設定されています。今回の基準額の見直しについては、議員のご指摘のように、都市部の要保護者への影響が大きいと報道されており、一部地方町村部においても影響があるものと思われませんが、国及び県から具体的な引き下げ率等は示されておらず、実際にどの程度の影響が出るかにつきましては、現段階では推測できません。

また、生活保護と連動した他の制度については、就学援助制度などが挙げられますが、他の制度への影響についても現段階ではお答えできない状況ですので、ご理解のほどよろしくお願いたします。

○議 長

番外 教育次長 高田君

○番 外（教育次長）

教育委員会では、教育の機会均等の精神に基づき、全ての児童生徒が義務教育を円滑に受けることができるようにするため、経済的理由により就学困難な児童生徒に対して学用品費、学校給食費、修学旅行費等の就学援助を行っております。教育委員会といたしましても、児童生徒の就学が経済的な理由等により左右されることがないように、就学援助制度を利用していただくべく取り組んでいるところです。

当町における就学援助制度には、小中学生を対象にした要保護、準要保護児童生徒就学援助、及び高校生を対象とした入学就学奨励金制度があり、両制度ともに生活保護費の生活扶助費を認定基準に適用しているところです。

○議 長

7番 廣畑君（登壇）

○7 番

そのような中で、就学援助についてどのように考えていくのか、このことについてお尋ねします。

○議 長

番外 教育次長 高田君

○番 外（教育次長）

就学援助についてご質問をいただきました。

先ほども答弁させていただきましたが、白浜町では、経済的理由により就学困難な児童生徒に対しまして、学用品費、学校給食費、修学旅行費等の就学援助を行っており、就学援助費の支給については、生活保護制度の生活扶助費をもとに認定の可否を判断していますが、平成25年には生活保護法の改正があり、同年8月より生活扶助基準が見直しされております。この見直しに伴い、就学援助制度に対してできる限り影響が生じないように、国も取り組み、市町村へは国の取り組みを理解して、準要保護者に対する就学援助については適切な判断、対応をしていただきたいとの通知がありました。

そのため、教育委員会では、現在、就学援助制度に係る認定基準は見直さず、生活保護法

の改正前の基準で運用しております。教育委員会としましては、生活保護制度の生活扶助基準の改正があった場合は、国、県の制度に係る通知や周辺市町村の動向を見ながら検討してまいりたいと考えております。

○議 長

7番 廣畑君（登壇）

○7 番

生活保護費の削減については、相対的貧困率ということがかかわってよく言われますけれども、この相対的貧困率というのはどのようなものでしょうか、お尋ねします。

○議 長

番外 民生課長 三栖君

○番 外（民生課長）

相対的貧困率とは、保健、医療、年金、所得など国民生活の基礎的な事項に関して厚生労働省が3年ごとに実施する国民生活基礎調査に基づき、貧困層の割合を把握するために使用される指標であり、一定基準、貧困線を下回る所得しか得てない者の割合を示すものです。

○議 長

7番 廣畑君（登壇）

○7 番

一般国民の所得が下がって、中央値が下がり、連動して貧困ラインが下がる、こうしたことで相対的貧困率の計算の中でそうしたことがあるわけですが、それまでの貧困ラインかと数えられていた方が、それまでと同じ収入、暮らしであっても、貧困ラインが下がることによって貧困ラインより上に来て、貧困でないと数えられる。貧困ラインというのはそういうふうなものでありますけれども、実態を反映してないというふうに僕も思うわけですが、貧困ラインが下がると、貧困の実態が変わらなくとも相対的貧困率を押し上げる効果が働く、このようなもとは、貧困の実態が改善されたとは言えないのではないのでしょうか。

また、1999年から2014年の所得が最も少ない10%層の所得水位が下がり続け、1999年は162万円、2014年は134万円、この15年間で28万円減っています。こうしたことについて、どのように考えますか。

ここで、この白浜町ではないと思うんですけども、ある母親の訴えをちょっと紹介させていただきます。

息を潜めるような生活であるというふうなことでありますけれども、小中2人の子どもを育てる大阪のシングルマザーの話であります。生活保護受給が決定する前、いわゆる一般的な低所得世帯でした。その一般低所得世帯であったころの私たちの生活は、とても厳しいものでした。私は今より8キロ以上やせていました。子どもたちを食べさせるために自分は余り食べずにいました。貧しいのは私のせいだから、私は食べたらだめという強迫に近い感情がありました。一番つらかったのは、無保険だった期間です。3年間、幼い子どもを一度も病院に連れていけませんでした。息を潜め、薄氷の上を歩いているような生活でした。でも、そんな生活は外側から見えにくい状態だったと思います。あまりにも恥ずかしい生活なので、周囲にはさとられないようにしていました。国には、そんな生活が人として健全な暮らしかどうか目を向けていただきたい。本当に必要な対策は生活保護費を下げるのではなく、保

護受給世帯や低所得世帯の生活実態を把握して、考えていくことではないでしょうか。

この方はこのようにも言っています。

生活保護を受給でき、本当は感謝したい国に対して、反対意見、それはおかしいでということがとても悲しいです。

こういうふうな生活保護を利用しておる2人の子どもを育てるお母さんの話です。白浜ではないです。

このような実態があるもとでは、生活保護費見直しに連動する町の諸施策をどのように執行するのか、町長、教育長の考えをお聞きします。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外(町 長)

先ほども申しあげましたけれども、生活保護の具体的な見直し内容についてはわからないことも多々ございます。現段階で、どのような施策を行っていくのかは、お答えできませんけれども、県や近隣市町の動向も踏まえつつ、必要に応じて対策を検討していきたいと考えております。町といたしましても、今後とも関係機関、相談窓口などの関係部署との連携を密に行っていくとともに、できるだけ住民の方々、特に生活保護を受給されている方々にも必要なサービスが提供できるように取り組んでまいりたいと考えてございます。

○議 長

番外 教育長 山中君

○番 外(教育長)

教育委員会では、教育の機会均等の精神に基づき、全ての児童生徒が義務教育を円滑に受けることができるようにするため、経済的理由により就学困難な児童生徒に対して学用品、学校給食費、修学旅行費等の就学援助を行っております。教育委員会としては、児童生徒の就学が経済的な理由等により左右されることがないように、生活保護制度の生活扶助費の改正につきましては、法改正前及び法改正後の基準で世帯人数が違う家庭を数件抽出し、試算を行い、就学援助が必要な世帯が受給できるように、慎重に進めてまいりたいと考えております。

○議 長

7番 廣畑君(登壇)

○7 番

先ほどの貧困の実態、大阪だけの問題ではないように思うんです。ほんまに私たち公務員に向けられた問いかけ、私自身も含めてそういうふう思うわけでありまして。こうした方の思いを腹に据えていかんなんと思ひます。

各国の貧困ラインの推移調査で、2000年を100としたG7の比較で、2015年の日本は84、日本のすぐ上のイタリアは128、最も高いカナダは165となっています。他の4カ国はイタリアとカナダの間であります。このように日本は改善されていません。生活保護の捕捉率が日本は低く、その理由について専門家は、生活保護は恥との意識や生活保護バッシング、それから2つ目としまして、制度の周知不足、3つ目に役所の窓口で間違った説明で追い返す水際作戦等の問題、白浜町はこれはないと思うんですけれど、調べますと国連から公的福祉給付の手續の簡素化や、1の生活保護は恥という意識、横文字でスティグマというらしいですけれど、生活保護は恥という意識は田舎に行くほども僕も体験しまし

たけど、そういう意識があるように思います。

そうした解消、目的に国民の教育を行うよう、国連から勧告を受けています。平成28年12月議会での丸本議員の子どもの貧困に対する質問、民生課、住民保健課、教育委員会と連携を密にして取り組んでいきたい旨の答弁がありました。町として、この捕捉率が低い理由の1つ、手続の簡素化、生活保護は恥との意識、いわゆるスティグマの解消について、もっと啓発して、使いやすい捕捉率が上がっていく制度にしていくべきと、これは生活保護の受給率を上げていく利用率を上げていくということではないわけでありまして、貧困を上げていくということにも絡んでくるわけでありましてけれども、こうした捕捉率が上がる制度にしていくべきだと思いますが、いかがですか。どのように思いますか。

○議 長

番外 民生課長 三栖君

○番 外（民生課長）

議員のご指摘のとおり、生活保護制度に関しましては、手続が複雑であることや、世間体を気にされ申請を躊躇する方も中にはいらっしゃいます。しかし、相談面接において、生活保護を受けることは国民の権利であること、本人が申告しない限り生活保護を受給していることを他者に知るすべはないことを説明し、理解をいただくよう努めております。また、教育委員会や住民保健課、各相談支援機関とも連携を密にし、関係機関によるケース会議等を行い、生活保護制度だけでなく、就労支援や生活困窮者自立支援制度など、世帯全体をどのように支えていくかを検討し、必要なサービスにつなげられるよう取り組んでいるところでございます。

町としましても、今後とも民生委員や町の相談窓口など関係部署との連携を密にして、行っていくとともに、わかりやすい啓発をし、必要な方に必要なサービスを提供できるよう取り組んでいきたいと考えてございます。

○議 長

番外 教育次長 高田君

○番 外（教育次長）

学校現場より児童生徒の家庭が生活に困窮しているという相談がありましたら、ふれあいルームが中心となって学校現場、指導主事、民生課、必要に応じて民生委員、主任児童員、児童相談所がケース会議に参加し、情報の共有をし、支援の方法や利用できる制度について協議し、関係者が連携して支援を行っているところです。

○議 長

7番 廣畑君（登壇）

○7 番

今回の一般低所得世帯にあわせて、生活扶助基準を下げる、今年の秋という予定をしているようですけれども、こうしたことは憲法25条が保障している健康で文化的な生活といえる水準かこのように思います。地方から、こうした捕捉をきちんとして、実態に即した底上げと、普段からいつもの教育啓発といいますか、ほんまに生活保護は恥や、貧困は恥やと自分の責任やと、そう思わせない、そういう取り組みというのは大事ちがうのかなと思います。そうした教育啓発について、どのようにお考えですか。

○議 長

番外 町長 井澗君

○番外(町長)

町といたしましては、国や県の制度の変更を注視しながら、やはり憲法第25条の精神、すべて国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有すると、この基本理念に沿って実現すべく取り組みを進めてまいりたいと考えてございます。

町といたしましても、課税、非課税、あるいは滞納者か非滞納者であるか、そういったことを理由に相談に応じないということは決してございませんし、どのような相談におきましても、相談者に寄り添った支援、サポートをしてまいりたいというふうに考えてございます。

○議 長

番外 教育長 山中君

○番外(教育長)

憲法第25条ですべての国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を保障されております。様々な理由で生活が困窮し、健康で文化的な最低限度の生活を営めなくなった場合は、生活保護者や就学援助を受給することによって、それらを解決する制度であると考えています。学校では、中学公民で憲法第25条について学習しております。今後も子どもの学年、発達に応じて基本的人権についての学習を指導してまいりたい、そのように考えております。

○議 長

7番 廣畑君(登壇)

○7番

うまいことよう言いませんけれども、我々の根本は人権であり、日本国憲法の25条に記載されていることをどういうふうにして、皆、我々公務員がのっとなって取り組んでいくのかなということがあります。憲法に基づいてそれぞれの法律ができておるのですから、もう一遍顧みて取り組んでいきたいなど、僕自身もそういうふうに思いまして、この質問を終わります。

○議 長

以上をもって、廣畑君の質問は終わりました。

暫時休憩します。

(休憩 14時02分 再開 14時10分)

○議 長

再開します。

本日は写真撮影を許可しておりますので、ご了承のほどよろしく願いいたします。

引き続きまして、一般質問を許可します。

3番古久保君の一般質問を許可します。古久保君の質問は一問一答形式です。一般質問4年間の総括。その後の行政の対応と取り組みについての質問を許可します。

3番 古久保君(登壇)

○3番

議長の許可を得ましたので、質問に入らせていただく前に、午前中にも三倉議員から最後のお別れみたいな挨拶をされていました。私もそのつもりで4年間1期させていただきました

た。これが区切りだと思って、けじめだと思ってこの4年間の質問内容について、この内容については議論をするつもりはないんですけど、将来に向けて、もしこの場でこれで終われば、その後どうなるのかなというところを行政の皆さん方にお尋ねして、どういうふうに取り組んでいただけるのか、将来的には子どもや孫のためにどう取り組んでいただけるのかというところを、きょうは1時間半、たっぷり使わせていただきまして、質問させてもらいますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

まず最初に、これで4年間の私の議事録なんです。これは事務局にお願ひして出させていただきました。私は1時間半たっぷり使っていますので、ページ数も多いんです。同じページ数になってます。内容のところをほとんど四、五日かかって読みました。反省もしました。最初の時分のところは忘れたところもありますので、読み返して、当局の皆さんの答弁、それから私の質問、私も大概最初の時分はかなり興奮もして一般質問をしていましたので、皆様方には大変失礼な言葉も使ったこともありますし、また、不適切発言でその場で謝ったのも私が一番多かったかなというぐらい、それぐらいのことで私が皆様方に謝ったということが一番多かったかと思ひます。この場をもちまして、4年間の失礼をおわびしたいと思ひます。どうぞよろしくお願ひします。

それでは、まず最初に、要旨は10点から11点ぐらいございますので、順番に質問させてもらいます。そして、関連するところもありますので、順序が変わるかと思ひますので、その辺のところを議長、どうかご容赦いただきたいと思ひます。

最初に、白浜町の間処理施設は最初に私が議員になったときに一番問題になって、白浜町も町民の方々もいろんな話題で沸いておったような時期なんですけども、それについて当局のほうにまず私は質問させていただきました。その中で、延長についての協定書の交わし方、それについて地域の方々もいろんなそごがあったととらえています。そして、協定書の内容についてもお尋ねしました。この甲の白浜町と、乙、当初の協定書は乙は保呂区と内ノ川区という形で協定を結ばれております。ですけども、平成7年から平成22年の15年間を使ってこれが延長という問題があったときに、協定書を新しく結ぶというところで内ノ川区の方々も保呂区の方々も、乙と一緒にならなかった。それについていろいろとお聞きしました。私は内ノ川区さんのほうの気持ち、乙で何で保呂区と内ノ川区さんと一緒に、両区と一緒に協定を結んでいるのに、新しく結ぶときに内ノ川区さんだけが一緒にになってない。そういう疑問のところがあったんですけども、それについてもう今は4年たっております。保呂区のある地区の住民の皆様方は、その辺についてはご了解いただけて、それでまた今、間処理施設におきましては、日置川の焼却場のごみも快く地域の方にお受けいただいたということもありますので、その辺のところを当初の協定書、公害防止協定書、これに内ノ川区さんが入ってない。入ってないから協定を結んでないけれども、補償はどうするのと、もし事故があったときにどうするのだということもお尋ねしておりました。それはもう別にどこの地区であっても、行政側としては、保呂区であろうが内ノ川区であろうが、庄川区であろうが、事故が起こったときには町民全員、これは行政側の責任であるというふうな町長の答弁もいただいておりますので、それについては心配はしてなかったんですけども、その辺のところは落ち着いているのかどうか、その辺だけ先にお尋ねしたいと思ひます。

○議長

古久保君の質問に対する当局の答弁を求めます。

番外 町長 井澗君（登壇）

○番外（町長）

ただいま古久保議員から一般質問4年間の総括ということで、まず初めにごみの中間処理施設に関するご質問をいただきました。

ご指摘の白浜町清掃センターに関する協定書についてでございますが、内ノ川区の皆様もごみの中間処理施設の必要性、重要性につきましては十分ご理解いただけているものと認識しております。内ノ川区さんとは協定書は締結しておりませんが、内ノ川区さんに対して、清掃センターに関して報告すべきことは報告しますというふうな町からの報告もしておりますし、また、万が一清掃センターの運転に起因して、住民の方々に健康被害等が発生した場合には、協定書締結の有無にかかわらず、町として誠意を持って対応していきますという説明もさせていただきます、十分ご理解をいただいているものと考えております。

○議長

3番 古久保君（登壇）

○3番

今の町長の答弁、前にもそういう答弁をいただきまして、我々は安心した次第です。多分そのとおりにやっていただけたらと思っております。

ですけど、今度またすぐに更新の時期に入りますね。もう30年、37年、今度また15年の延長というふうな時期にもなってきます。はじめとして、私はもうその時分にはおらないだろうということで、町民の生活の一番大事な施設でございます。その辺のところの将来的なところ、広域で一本化はもう断念されました。ですから、あの施設は延命工事をしながら続けていかなければならないような、町民としてはお世話になる施設だと思っております。ですから、今度の15年、今度の切りかえのときにはどういうふうな考えをお持ちであるか、その辺のところを聞かせてください。

○議長

番外 町長 井澗君

○番外（町長）

ごみ処理のごみ行政につきましては、今後もやはり地元区である設置区である保呂区の皆様とのいろんな協議、そしてまたご理解をいただきながら進めていかなければならないというふうに思っております。白浜町につきましても、日置川地域のごみを今後、保呂区の子清掃センターでこれからやっていただくというふうなことで、今は協議が進んでいるところでございますので、今後はそういったことも含めて、もちろん広域でのこれからどういった枠組になるのかということもありますけれども、やはりそこは町としましては、できる限り町民の皆様のご理解をいただきながら進めてまいりたい。丁寧に説明をしてまいりたいと思っておりますし、保呂区の皆様にはやはり一番設置区である皆様のご同意といいますか、ご協力がなければこれはできませんので、関係者の皆様と真摯にごみ行政について、ごみ処理については今後検討を進めてまいりたい。町としましても、これは最大のこれからの目標であるというふうに考えてございます。

○議長

3番 古久保君（登壇）

○3番

ありがとうございます。今のところ保呂区さんの話を聞きました。内ノ川区さんの対応についてはどうですか。

○議 長
番外 町長 井澗君

○番 外（町 長）

先ほどからも申し上げておりますとおり、内ノ川区の皆さんにもやはり現状を踏まえて、今後何かあってはいけませんので、安心安全な処理をしておりますので、公害を出さないような安心安全なごみ行政についてはご理解をいただければいいものというふうに考えてございますので、何かあった場合は、当然報告をさせていただきたいと思っておりますし、近隣の内ノ川区さんだけではございませんけれども、やはり近隣の地域の方々にもご迷惑をかけないように取り組んでまいりたいというふうに思っております。

○議 長
3番 古久保君（登壇）

○3 番

どうもありがとうございます。これで中間処理施設については当分の間心配することはないだろうと、行政側の姿勢も地域に密着した対応をしていただければいいものと思っております、この質問は終わります。

次に行きます。湯崎漁港の整備工事です。これについては、フィッシャーマンも関係しますので、フィッシャーマンも続けて関連という形で進めさせてもらいますので、よろしくお願ひします。

湯崎漁港の整備事業なんですけども、これはもう当初からつまずいておりますね。建築の段階から基礎が、杭打ちができない。だから基礎工事の変更をする。そして、杭をやめてべた基礎にする。べた基礎ということは一面に基礎として打つということをやると。これも補正予算にもかかわらず、事後処理的な形で議案として出されて、議会承認をもらってます。そういう不始末。それから、あと港湾のほうの関係、コンクリートの関係、材料の違い、海の潮がかかるのにステンレスでなければならぬ工事が鉄を使って、1年もたたない間にもう錆が浮いているというふうな指摘もさせていただきました。そして、これは工事関係の業者の責任である。または、設計側に責任があるのか。それとも竣工検査を担当した行政側にあるのか、現場監督の責任であるのか、その辺のところもお聞きしたいと思います。

工事の不備というのは、あれから私は指摘させていただいております。その後も、いろいろの不備が出てきました。西富田小学校の不備、第一小学校の不備、これも基礎の段階での不備です。またさらに言えば、西富田小学校も新築されてからいろいろとあった。そういう行政側の姿勢、この辺についてはどうでしょうか。今後、改まりますか。シビアにきちっとした検査ができますか。その辺をお聞かせください。

○議 長
番外 副町長 林君

○番 外（副町長）

今ご指摘いただきました工事関係につきましては、担当課、建設課あるいは農林水産課、上下水道課に対してそういうふうなご質問、ご指摘をいただいたことについては、担当課は承知していると思っております。いろいろな問題点はございましたけれども、かかることのないよ

う十分気をつけて施工してまいりたいと、このように思います。

○議 長

3番 古久保君（登壇）

○3 番

ありがとうございます。今後、私がここにおらんようになった後の心配をしているのであって、その後、皆様方がそういうところに注意をされて、シビアにきちっとした仕事をされるのか、業者の監督もきちっとできるのか、その辺のところをお聞きしているものであって、それについてどうのこうのというのはもう済んでおりますので、その辺のところの反省も含めて取り組んでいただきたいということで、ご理解いただきたいと思います。

それから、この間この質問をするのにちょっとあそこら辺を歩いてきました。浮棧橋がまた壊れていますね。あれがまた通行どめになっていますね。使ってませんね。あれは前の故障をしたところが、またあそこで壊れていますね。あれはもうずっとこれから先も、台風が来る、波が荒い、多分あれを修理してもまた同じような状態になろうかと思うし、まだ3年、4年ぐらいしかたってませんけども、もうかなり、壊れ方をしていますね。あの辺を将来的にどういうふうな考え方でどうされますか。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

ご指摘の点はごもっともなご心配だと思います。私どもも実際の話、ちょっと頭を抱えているというのが現状でございます。風向きによっては、波の方向も変わってまいりますので、場合によっては台風以外の場合でも壊れるというふうなことがございまして、現在のもたしか台風ではなしに、その後の冬場の強風によって接続部が破損しているというふうなところもございます。ですから、今後、やはり抜本的にああいった浮棧橋をどうしていくのか、例えばもう外してしまうのか、それかもう一つは消波ブロックなり何なりで対策をするのかということが必要になってくるわけですけど、その辺につきましてはまだ明確な方針というのが持たれてございませんので、ここしばらくは直しながら、修繕をしながらということで続けてまいるしかないかなと思っています。ただ、いずれはやはりどうにかしなければ、本当に大きな台風が来たときにとれて流れていくというか、そういったことも怖いというふうなこともありますので、その辺もできる限りそういった一定の方向性は考えてまいりたいというふうに思っております。

○議 長

3番 古久保君（登壇）

○3 番

浮棧橋については、かなりの金額で設置されていますので、これから先、毎年毎年ああいふ修繕が重なってくる。修繕代にしても100万円単位になってくるかと思うんですね。これは将来的に考えていただかなければ、あそこでつなぎ目があるということでそういう現象が出てくるのだと思うんです。だからそこら辺も基本的にきちっとしたところの対応をお願いしたいと思います。かなりのお金を使ってあの設備をしていますので、その後またずっと毎年維持管理にそういうお金がかかっていくということは、やっぱり町民の負担になりますので、その辺のところをお願いしたいと思います。

それから、フィッシャーマンというよりも駐車場については、もうずっと問題になってます。当初できたときから、地域の説明のあたりからちょっと現状を比べれば、もうかなり状況が違うんですね。当初は、あの駐車場で本当に白浜の中心地がにぎわいを復活して、商店街もあそこを中心に反映していくのだと、観光客があそこでいっぱいになるのだというふうなイメージがあったんですけども、きのう、おとといですか、見てきました。あその場所のにぎわっているのは、あの裏側のダイビングのところだけです。ダイビングのところにはたくさん若い衆がおって、あそこにはかなり人数がおられる。あそこだけはえらいにぎわつとるなというところがあるんです。ほかに関しては、私もちょいちょい食事に行くんですけど、今後のフィッシャーマンにおいてもいろいろとまだ尽きない問題が残ってるように思います。

あのパラソルにしてもそうです。パラソルも、これも町長、申しわけないのだけでも、あ のときには夏場を逃したらこのパラソルを入れても意味がないのやと、早く議会のほうで認めてほしいのやという、町長のたつての願いによって、我々が議決して、パラソルだけは認めようやないかということでやったけども、そのパラソルを入札された業者がなかなか入ってない。8月にも入ってない、7月にも入ってない。本当に夏のシーズンが終わってから全部そろうと。そしたら、何のためにあのパラソルを入れたのかということになります。その辺も含めて、今のパラソルは本当に有効的に使用されておるのか。私は前も言いましたけども、私は家内と一緒に1回あそこのパラソルの下で食事をしました。なるほど、あそこはいいです。いいのはいいんですけども、なかなかそのよさが皆さんに浸透してないから、またその辺の経営者の商売上の努力ができてないのか、PRができてないのか、その辺が見受けられるような気がするんです。だからあのパラソルの値打ちは、今、行政側としてどういうふうに考えておられるのか、ちょっとお聞きしたいんです。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

パラソルの件につきましては、やはり皆さんいろんな見方があるかと思います。当初は夏に間に合わすということもあったんですが、基本的にはまずJT Bのお休みどころに使っていただくのに、そういった場所がないよと。その場所をどうやって設けるのか、その方法としては、ああいったパラソルで日陰をつくって、そこでお休みいただくということをしたらどうだろうかということで、購入させていただいたのが発端でございました。そういったことで、パラソルを当然入れましたので、JT Bさんのほうがお休みどころという格好でパンフレットのほうにフィッシャーマンズワーフを盛り込んでいただいて、年間四半期で3万人だったやつが、その次のシーズンが3万5,000人という格好で消費のほうも伸びたというふうなことがございました。これがひよっとしたらパラソルの影響なのか、デスティネーションキャンペーンとかああいったことの影響だったのか、その辺の分析までは私どもではできてないんですけども、実数としましては、それをしたことによって、JT Bのお休みどころというような看板、JT B商品の中に組み入れていただいたというようなことがメリットあったのかなとは思ってございます。

ただ、確かに現状を見ますと、特に今は冬場ですので、なかなかパラソルの下でということは見受けられないんですけど、春先とかそのようになってまいりましたら、やはりパラソ

ルの下で実際にお魚を食べていただいているというふうな光景も見えますし、そういった意味では、全く効果がなかったということではなしに、効果はあったのではないだろうかと思っております。

ただやはり当初の取り組み当たりから、いろんなことでご心配を皆様にもおかけしてまいりましたから、いろんな目であるパラソルも見られる方もおられましたし、たまたまJTBという言葉とJTB商事という会社が同じJTBという言葉を使っていますから、言い方は悪いですけど、JTBに踊らされたのと違うのかと、買わされたのと違うのかという見方をされる方もおられました。ただ、あれはたまたまあその名前が同じであっただけで、会社としては全く別でございますし、JTB商事というのはもともとJTB関係の食器とかそういったものを扱ってた会社が、町内において取り扱う支店をたまたま入札したところ、その会社が落とされたというふうなことが実態でございますので、いろいろそんな面で、確かにご心配をかけてまいりましたから、その点については、私ども行政としましても大変申しわけなかったと思っております。

ただこれから春先になってまいりまして、卒業旅行とかお客さんがふえてきてございますので、やはりああいったところでお休みをいただいて、風のない日は外で食べていただくとか、そういったことで活用してまいりたいというふうに思っております。

○議 長

3番 古久保君（登壇）

○3 番

駐車場の件ですけれども、この間見に行きましたけれども、相変わらず駐車場は空いています。ですけれども傘妻の湯の前は駐車違反をしています。駐車禁止の前にボンととまっています。だからこれはやっぱり何回も言っているのだけど何とも解決できてない。これは私が一町民に帰ってからでもずっとそれが続くのかなというふうな気がします。この辺のところの将来的な取り組み、もう性根を入れて取り組んでくれるのかなというところを聞かせてください。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

あそこに置かれているお客さんというのは、結構固定されているのかなという気がするんです。私どもも当然担当課ですから、あその駐車場にはよく出入りをいたしますから、見てたらうちのほうの駐車場にとめて傘妻の湯の中に入っているお客さんというのも多々おられます。ですから、一定そういったメリットというのは出ているのかなとは思いますが、そういったお客さんはずっと昔からあの周りの道路沿いへとめて、それで所管は観光課のほうになりますから、観光課とも話をしながら、今だったら駐車禁止のバリケードとかああいうように別の形のやつがやっていると思うんですけど、ただ傘妻の湯のほうにいまだにとめられる方がおられるというふうなことで、その辺はまた観光課とも連携をしながら、そのような対策を講じてまいりたいと思っております。

○議 長

3番 古久保君（登壇）

○3 番

これは何でお聞きするかといいますと、町民の目線がありますので、常にそういうところ

が苦情が入ってきますので、一応議員バッジをつけておるとそういう話が入ってきますから、入ってくるたびにそれを見てますけど、なかなかここで言っても改善されないなど。もう何年かになります。だからその辺のところを今後もどうぞよろしくお願いしたいと思います。

それでは、湯崎漁港とフィッシャーマン、このフィッシャーマンはほんまにもう一つ経営面、これは一応27年度から黒字になってきているというふうな話です。ですけども、やっぱり毎年あの駐車場、また、フィッシャーマンの管理委託料としてそこそこのお金が出てます。もう今は幾らとかいうことは言えませんが、出ておりますので、だからその辺のところの将来的な展望、経営者としての意識は、その辺はどういうふうになっているのか、聞かせてください。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

株式会社フィッシャーマンの代表の方とは私もよくお話をさせていただいております。いろんなことのイベントの連携とかいろいろなこともさせていただいているんですが、やはりフィッシャーマンの社長さんの気持ちとしましては、地域の魚、それから漁師の生活、こういったものを少しでもよくしたいと。先般よりも、東京とかそういったところで販路拡大の事業もやっているわけなんですけど、やはりああいったところというのは結構足元を見てたたきにくるといいますか、魚が余っているのだったら安く、うちやったら買ってあげるよと。幾らでやるのか持ってきなさいというふうな話もございます。ただ私どもとしましては、行政もそうなんですけど、あれはあくまで漁業振興施設ということで、白浜温泉に来られたお客さんに質の高いお魚を食べていただいて、それで市場にも質の高い南紀のお魚を取り扱っていけるような開拓をしていくというふうなことで、やっております。それは社長も同じ気持ちで取り組みいただいております。本当に安いお魚を安く、量を買わせるというふうなやり方もあるんですけど、その辺の当初の私どものコンセプトを守っていただきながら、責任ある会社運営をしていただいているところでございます。

確かに当初、25年度、26年度は大幅な赤字という中で、27年度にようやく少し黒字、28年度もとんとん程度というふうなことで、今シーズンも恐らくそのぐらいの推移にはなっているのではなからうかなと思うんですが、いずれにしても、まだまだ当初の目標といえますか、一定の収益を上げるにはまだまだ至っていないと。まず安定した運営をできるようにできたら、先々では、私どもは駐車場とかいろいろな経費がかかっていますから、それは指定管理の更新をする際をお願いをしていけるような施設に育て上げていけたら、お互いに頑張って、ウィン・ウィンの関係で、そういったことを目指すというようなことでいきたいと考えてございます。

○議 長

3番 古久保君（登壇）

○3 番

地元の漁業ということで、地元でとれたものを都会へという、こういう流通でというお話ですけども、この間上富田のホームセンターかな、あそこの前で出店をやって、あそこでいつもお魚を解体して売っているんですよ。そこはどこから来てる方かといったら椿漁港、椿の方がその前で売っておられる。そこでは新しい魚を売っておられる。だから買えるんです

よ。何で椿の、椿といったら和歌山南漁協でしょう。またそれが最初のスタートとしては、フィッシャーマンのスタートは和歌山南漁協なんですよ。そんな中で椿の漁師の方が個人的な方なのか、それはちょっと私もわかりませんが、そこで椿産の魚ですという形でさばいてました。さばいて売ってる。お造りもおいしかったですよ。だからそういういびつなものが、今白浜の中にできている。そういうことが、フィッシャーマンのところで何でそれができないのかなど。フィッシャーマンへ朝に行ったら、椿産が揚がってるよと、だからその辺のところの商売人の努力かな、そこら辺のところはどうも理解できないんですよ。現実に行ってくださいよ。いつも朝やってますわ。もう何回か買ってますけども、今がシーズンで魚がとれない時期なんですというような形で、ハマチでしたか、おいしかったですよ。

だからそういういびつなものになっていると。だからそれがフィッシャーマンでそういうおいしいものが置ける、地元の人がそこへ買いに行く、今ごろの時間やったらフィッシャーマンにええのが揚がってあるでと、どこかの漁港から来てるでと、そういう姿が白浜の中になれば、私は何ぼあそこで力を入れても、ダイビングだけしかはらない。こういうことを言ったら悪いですけども、そういうふうな状況になろうかと思いますので、その辺のところも考えて、将来的に考えて立て直してください。お願いします。

それでは、これは終わります。

3番、下水道のつなぎ込みです。今、まず最初に現況、現在の状況からお聞きします。

○議 長

番外 上下水道課長 久保君

○番 外（上下水道課長）

現在の状況を簡単にご説明させていただきます。

以前から答弁しておりますように、大型事業所のほうのつなぎ込みは進んでおりません。毎年のことなんですけども、私どもが何回も行って接続の啓発に行き、お願いをしているところでございますが、まだつなぎ込みになっていないような状況でございます。

○議 長

3番 古久保君（登壇）

○3 番

これについてもここ4年間に何回も質問してはいますが、一向に前向いてはいってない。赤字の解消はほとんどされてないというところで、今後将来的にどういうふうな運動をされるのか、地域の人にどういうふうに理解してもらおうのかというところを、具体的に説明できればお願いしたいと思うんです。地域の問題については、私も把握できております。私の近くの大型宿泊施設なんかも、単独浄化槽ですとずっとやっています。これも何回も言っています。それでこういう宿泊施設は、この間その放流先は白良浜の権現崎の先なんです。これは堀川というあそこら辺に通っている昔からある川が流れて、下水処理の処理水と一緒に権現崎の先に流れてるんです。その川に、先だってその施設から重油が漏れた。油が流れた。溝を伝ってその川に流れた。それを聞いて、私はもうすぐ油が流れたら、ずっと溝が全部においがするんですよ。そのにおいがして、油が流れていったら、白良浜、白い砂に影響するんですよ。そういうことも、今あの町の中では心配されているんです。オイルが漏れたらもうすぐにおいがしますので、消防長もおられますけども、だからそういう危険性をはらんでおりますので、それは一応下水道のつなぎ込みも余り関係はないんですけども、その施

設において、また、あの町内会においても、メイン通りはつないでいるほうが少ないぐらいです。

町内会単位で取り組めば、啓蒙していけばいいんですけれども、その辺の呼びかけも今までしてもらったことはないですね。自主的にしなければいけないのか、何か取り組みはもう一つ目に見えてこないんですよ。だからその辺のところを今後どうされるのか、これはいつまでたっても解消しないなど、解決しないなという心配な思いがあるんですけども、どうですか。

○議 長

番外 上下水道課長 久保君

○番外 (上下水道課長)

毎年、大型宿泊施設の県外の方の本社のほうにも啓発に行き、そのうちの1社からは、将来の施設改修時には下水道への接続をしてくれるというようなことを言ってくれておりますので、そういうこともあるので、なるべく早く接続していただけるように何回も働きかけをしていきたいと思っております。

○議 長

3番 古久保君 (登壇)

○3番

これも何度も言っています。白浜町にはああいいう大型宿泊施設の経営者の顔が見えないと。白浜で担当しているのは支配人やと。支配人に何ぼ窓口に行ったところで、はい、上に伝えておきます、で済むのではないかと。経営者を訪問して、白浜の現状をわかってもらって、早くつないでくださいと。もう期限はとっくに過ぎてるんですよというあたりをきちっと、もっとやらしてもらわなければ、これは本当に理解してもらわなければ、前へ進まないんですよ。

そしてもう1つ、白良浜に面した宿泊施設、これも何度も言ってます。これもまだ解決できてませんね。その辺はどうですか。

○議 長

番外 上下水道課長 久保君

○番外 (上下水道課長)

個別のことについてはなかなか言えないんですけれども、今までどおり何回もいろんな施設へ行ってますけれども、前回から答弁をさせていただいたように、今までは入っていただいております。

○議 長

3番 古久保君 (登壇)

○3番

これは大きな施設なんですよ。汚水は下水道に繋いでいるんです。これは何回も言ってます。雑排水については、浄化槽がないんです。いけば垂れ流しなんです。これは今度は白良浜の突堤、人口島の先へ行ってるんです。雑排水、これは質問すれば保健所が水質検査をしています。出口で水質検査をしていますという答弁もいただいています。ということであれば、水質検査で通れば、これは垂れ流ししてもいいのかなと、下水道へつながなくてもいいのかなというところに行くんです。この下水道の経営というのは、つないでもらって、水道を使用させていただいて、それによって下水道料金が算定される、この基本がずっと崩れてるんです

よ。水質検査は通ってますよと。これも異常なんです。浄化槽じゃないんです。これはグリストラップとかいう油とかそういうもの、ごみをとめられる、水だけを流してるんですよ。それで許可がおりてるんですよ。仕方ないですよというのが、まかり通るのか。これは下水道法にも抵触しないのかということは何度もお聞きしてますけども、一向に経営者の姿勢もなっていないのかな。これも観光協会の役職を持っているような経営者がいつまでもそうやってほったらかしている。

だから、その辺のところをもっと責めていってもらわなければ、もうそういうことであれば、ちゃんと水道料金にあわせて下水道料を徴収しますよと、それぐらいの勢いでいかなければ、これは解決しないんじゃないかなということ、これも将来的に私が一番心配しているんですよ。これがまかり通れば、これに右にならえで、一般家庭もそういうふうになりますよ。これも前回に言いました。水質検査を保健所から来てもらって、通れば別に下水道へつながんでもええのやということになれば、これは下水道はますます赤字会計が解消しないというふうな状況になりますので、その辺はどうでしょうか。

○議 長

番外 上下水道課長 久保君

○番 外（上下水道課長）

いろんな大型宿泊施設には継続的に啓発を行っているところなんですけども、大型宿泊施設の未接続の状況は、その多くが供用開始から長時間たっておりまして、その間にさまざまな接続促進活動を実施しているものの、なかなか成果に結びつかず、今後の対策に苦慮しているのが現状ですが、大型宿泊施設の方々も下水道の必要性、重要性は理解してくれておりまして、経営が安定すれば接続してくれるということを言ってくれている施設もございます。そういうことで、今後も一層啓発活動を続けて、できるだけ早く入ってもらうよう努力していきたいと思えます。

○議 長

先ほどの発言の中で、観光協会についての文言がございましたので、申しわけありませんが、訂正という形で対応させていただきます。

3番 古久保君（登壇）

○3 番

最後にまたそういう形で訂正させていただきます。重々おわびいたします。

本当にそういう人がおられるので、何とかこれをもうちょっとモーションをかけて、それに私もついていくでと、下水道の窓口にも言ってますよ。あんたらでできんのやったらわしもついていったらかという話はしてたんですよ。それが一向に声もかからない。私が行ったらもめるだろうと思えますけども、そういうところでこの辺の解決は、町民全員が見てるんですよ。もう私の口から言ってますから、みんなが知るところになってるんですよ。そしたらつながりませんよ。ごちゃごちゃ言うたら、役場は何も言うてこんねなど。別につながんでもええなというふうな形で、ずっと皆さんが右へならえされてますよ。だからその辺のところもよう踏まえていただいて、今後の対応をお願いしますよ。

もう次は私にはないのやから、その辺のところをやってもらわなかったら、心残りでもう後期高齢者が死んでも死に切れません。お願いします。

下水道についてはこれで終わります。

それから、水道料金の大口滞納、これも何度も私が議員になってからこれを知り得たことなので、これも何度も質問させていただいております。一般家庭ではいろんな手続をとって水道の停止とか処分はしますというんですけれども、大型に関しましては、こういう確認書をつけて約束事として、月賦で払うというふうな確認書もつけて取り組んでおられます。これは順調よく回収されてるんですか。その辺はどうですか。

○議 長

番外 上下水道課長 久保君

○番 外（上下水道課長）

今まで取り組んだ結果を少し報告させていただきます。

全ての方の滞納額が一番多かった平成25年の約7,959万円から、平成28年度の約4,037万円、この3年間で約3,922万円減ってきており、平成29年度においても1,000万円強の金額が減る見込みとなっております。今、議員がおっしゃられましたけども、支払い状況の個別の案件につきましては、答弁を差し控えさせていただきますが、先ほど答弁させていただいた滞納額の推移で、ご推察していただきますよう、よろしくお願ひします。

○議 長

3番 古久保君（登壇）

○3 番

これは課長の言われるとおり、一応そういう形でさせていただきます。ですから、順調よく減っているというところえ方で理解させていただきますので、よろしく。今後ともよろしくお願ひします。

水道料金の大口滞納についてはもう終わります。

次、白良浜の観光と環境、これは私が一番性根を入れてお聞きしたいところなんです。先ほども下水のほうで言いましたが、堀の川、未処理排水の垂れ流しということも先ほど下水のときに言いました。これにつきましては、質問した中で、これがいつごろやったかな、下水道は、平成27年6月議会で白良浜周辺の環境と民間に対する指導についてというようなところで、白良浜の汚染について質問しております。それで質問した後、町当局としては、県との協議をして、一応その質問について協議をされて、白良浜の砂が黒くなっているよということで写真も添えて、お渡ししました。

それから、権現崎の磯のほうに、白良浜の砂が流れ込んで、小さい浜ができていよと、砂浜ができていよと、潮が引いたときにはそれが目立つよということも、提言させていただきました。これについても、県のほうに協議されておられます。そして、白良浜の波が立ったときに本当に真ん中のところに高波ができる。その区域だけ遊泳禁止というふうな現状もあったように思います。そういう問題も白良浜に出てきております。これについては、県との協議をされるという形で、私も答えをいただいておりますけども、その後、この県との話では、平成27年には大体協議して、答えが出てるといふふうなことが出ておりますけど、その辺のところはどうですか、

○議 長

番外 観光課長 愛須君

○番 外（観光課長）

ただいま古久保議員より白良浜の環境整備ということでご質問をいただきました。

議員からご指摘いただいたとおり、平成27年にもご質問いただき、その後、庁内で協議をし、同年の平成27年の11月に西牟婁振興局長あてに白良浜環境整備環境調査の要望を提出したところです。その内容を簡単に申し上げますと、ご指摘のあった権現崎のところが磯が砂により埋没しているところ、そして、一番大きな課題となっているのが、白良浜の中央部の高波という、そのような内容を改善してほしいという要望書のほうを提出させていただきました。その後のほかの議員のご質問の中でも答弁させていただきましたが、中央部の波につきましては、平成28年、29年の海水浴シーズン、平成27年というのがすごく中央部の波が高く、遊泳禁止、遊泳注意ということがかなりの回数起こったんですが、平成28年、29年は、振興局の担当のほうで少し砂の押し方を変えまして、それがすごく功を奏したというか、そのおかげで平成28年は1度の遊泳禁止措置だけになりましたし、昨年台風で結構遊泳禁止はありましたが、お盆過ぎからよく見られる土用の波によつての遊泳禁止ということではなく、中央部の波の高い課題につきましては、今申し上げましたとおり、砂の押し方を改善することによって、そこの部分についてはうまくいったと考えているところです。

また、後ほど議員のほうからご質問があるかもわかりませんが、黒砂の部分についても、この要望書の中では、対策を講じてほしいということで、振興局の担当課のほうにお願いしています。議員もよく白良浜を歩かれて、その状況というものは見ておられるとは思いますが、一番最初に黒砂の問題になったのは、平成19年あたりで、その当時は私も観光課におりまして、かなりの黒砂というイメージでいろんな対策をし、また、県当局とも協議をしながら、原因究明にいろんな会社なり、そしてまた有識者等を通じて原因の解明に努めたところです。ある程度、今となつては海水交換の不足に陥って黒砂が、酸素不足というんですか、それで黒砂になるというお話が県のほうからも聞いておりますし、今のところは以前に比べ、沈静化はしているという状況です。ただ、どうしても中央の波のことを考えれば、黒砂が多くなるかもわかりませんし、どうしても酸素不足ということで、海水をかき混ぜるという作業があれば、黒砂は沈静化するんですが、そのことによって、今度は白良浜が波が高いという海水浴には適さないという、一長一短のところもありますので、それらも含めて、今後は県担当課とももう少し協議のほうを深めていきたいと。現状では、今のところは沈静化になっているということで、担当課は押さえております。

○議 長

3番 古久保君（登壇）

○3 番

白良浜については、本当にシビアに県とも相談しながら、最悪はあかなければ、またオーストラリアから砂を買うとか、真っ白い砂を購入してでも県から入れていただくとかいう方法もあろうかと思うんです。ですから、今のところそういうことも、余り砂も減ってないからということですけど、これは本当に黒いと意味がないんです。もう前回でも、写真を撮りました。本当にたき火の跡かなと思うぐらい砂が黒くなってるんですね。だからその辺のところ、もう何度も言いますが、何とか白良浜を守ってくださいね。これは昔は本当に水晶もあったし、アリジゴクもあったんですよ。きれいな砂だったんですよ。だからそういう白良浜の歴史があるんです。そういう中で私らは幼少の時分は遊んだんです。だからその辺のところも踏まえて、白良浜は白良浜の観光にはなくてはならない宝物であるということ踏まえ

て、大事に将来的にも取り組んでいただきたいと思います。それをお願いしておきます。

それから、白良浜の原因が酸素でという説明がありましたけど、これは下水のつなぎ込みと影響しているんじゃないかという問題点も投げかけてますけど、その辺の調査はされてますか。その辺をちょっと聞かせてください。

○議 長

番外 観光課長 愛須君

○番 外（観光課長）

下水の先ほどの雑排水のほうでの数値の調査ということにもつながってくるので、観光課としては、先ほど議員がご指摘のあったようなことは、県とも協議のほうはしていますが、それが直接黒砂であったりというところまでの解明には至っていないというのが現状であります。今後も今ご指摘を受けたような内容も含めて、また、多分数値は上下水道課のほうで持っていると思いますので、その辺をつき合わせながら、結果として出していただけたいかなと思っています。

○議 長

3番 古久保君（登壇）

○3 番

白良浜については本当によろしく願いいたします。

それと、次ですけど、権現崎の遊歩道、これは白良浜とつながっているんです。遊歩道については、町道という認定をされている。今通行どめになって、これも何度か質問させてもらってます。あれが私は気になって仕方ないんです。昔は私たちの時分には、あの遊歩道をずっと歩いて、またその下へおりて磯で遊んでということができたんです。今あれが通行どめになってますけど、地元の人歩いているんですよ。心得てますから、上を見ながら歩いてるんですよ。この間も出くわしたんですね。あれは通行どめの向こうから歩いてきて、ぽっと出たら観光客と出くわしたんですよ。観光客の人から、そっちへ行けるんですかという質問があるんですよ。聞かれるんですよ。いやいやこれはもう通行どめになっているからダメですよという、思い切ったダメですよということもできないんです。自分が歩いて出てきているところを見られているんですからね。

そういう現状もありますので、あの辺のところの解決策を、これは難しいという答弁はこの間もいただいています。県も関連してくる。公園でもある。それからまた三所神社の影響もある。また、地元の瀬戸部の財産でもあると、いろんな形でしがらみがあるかと思うんですけど、これは本当に何とか解決していただいて、大きな岩の崩落、これも阻止していただいて、何とか円月島保全に使ったような形で何かを注入して、岩が崩れてこないとか、いろんな何か案があるかと思うんです。だからその辺のところも含めて県とも相談しながら対応していただいて、そして、最終的には遊歩道を皆さんが気持ちよく歩けるような歩道にしていただきたいと思います。これは私が生きていく間にしてほしい。その辺もお願いしたいなと思うんですけど、どうですか。

○議 長

番外 観光課長 愛須君

○番 外（観光課長）

これも以前、平成28年9月にご質問をいただきました。町道ということで、落石等、ま

た、上から落ちてくるだけではなく、台風シーズンには海の石が過去にも上がったというような経過がありましたので、建設課と協議しながら通行どめ、看板も立てさせていただいています。確かに看板の横から入ってしまうという町民の方がおられるというお話も、この間議員のほうから聞きましたので、本当に町としては一旦は通行どめにしていますので、町民の方には通ってはだめですよということになるんですが、どうしても通りたい方がおられると、モラルのところも出てきますので、その辺は本当にシャットアウトして、町民とか観光のお客様も入れないような措置をするのが一番いいかもわかりませんが、そうなれば、せっかくの臨海に続く道を観光しながら歩けないという大きな問題にもなってしまうかと思います。

そこで、権現崎の遊歩道の整備ということになるかと思いますが。以前におきましても、答弁させていただきましたが、27年度に策定した白浜温泉街の活性化構想推進計画の重点取り組み施策になっていること、そしてこの地域が吉野熊野国立公園であり、環境省との協議が必要であること、また、自然環境整備交付金を活用できればと答弁させていただきました。その後の取り組みにつきましても、環境省との協議においては、三段壁園地、千畳敷園地と同様に、権現崎園地として既に事業決定はしているんですが、優先順位が低く、見通しとしてはかなりの時間を要することになるかと思います。また、自然環境整備交付金を活用するためには、県の自然環境整備計画はこの整備を盛り込んでいく必要があるので、今後、それらも含めた協議をしていきたいと考えます。

議員が言われるとおり、計画をあきらめるというのではなく、引き続き環境省、県とも協議をし、実現できるように取り組んでいきたいと考えますので、ご理解をよろしくお願い申し上げます。

○議 長

3番 古久保君（登壇）

○3 番

今の答弁で本当にお願いしたいなと思うんです。やはり県も動かなければできない。だから県の窓口にも日参してでも、積極的に攻めていくというふうなスタイルがほしいんですけども、その辺のところは今後ともよろしくお願いしておきます。白良浜と権現崎、本当に私は一番気になる場所なので、よろしくお願いしたいと思います。

それで終わります。

次、7番として白浜駅のバリアフリー化に伴うエレベーター設置について。

これも同僚議員の方々でいろいろと質問もされておられますけど、これについては私も質問させていただいて、エレベーター化について現況、どこまで進んでいるのか、これは町長の公約の中にも入っておりますので、多分積極的に町長が取り組んでいただいていると思うんです。この間の町政の報告会の中でも町長が言われてます。これはぜひとも早急にお願いしたい。多分難しいだろうと思います。JRも絡み、県も絡み、国も絡む、そういうような中でやっていかんらんだらうと思うんですけど、何とか白浜を観光立町として恥ずかしくないJRの白浜駅にさせていただきたいという思いで、その辺の意気込みを説明させていただきたいと思います。

○議 長

番外 総務課長 榎本君

○番 外（総務課長）

ただいまご質問いただきましたＪＲ白浜駅のエレベーター設置に対する取り組み経過につきまして、まずご説明させていただきます。

平成２８年８月にＪＲ西日本和歌山支社長と協議を行い、町長から事業化に向けて積極的に取り組む所存であるということをお伝えし、その後、本格的に協議がスタートしたという状況でございます。その後、９月と１２月の２回にわたりましてＪＲ西日本和歌山支社担当課と現状における課題の確認、及び今後のスケジュールについて協議を行ってまいりました。また、１１月には和歌山県の総合交通政策課との間で国の補助における運輸局と観光庁の制度の概要や県の補助の制度の概要について協議を行わせていただいております。これまでＪＲ西日本及び県と適宜協議を行ってまいりましたが、事業の具体性を持たせるために、現在、白浜駅のバリアフリー化事業を進めるための基本計画策定、これにつきまして作業を進めているところでございます。

基本計画策定に当たりましては、昨年９月に地質調査及び測量調査が完了してございまして、現在、調査結果をもとに幾つかの配置案及び概算工事費をまとめた基本計画案というのが作成されているところであります。本年３月中にはそのものがまとめ上がってくるという予定となっております。

また、今後の見通しにつきまして、本計画案をもとにＪＲ西日本と協議を進めていくこととなります。早期に事業着手いただけるよう取り組みを進めてまいりたいと考えてございますが、ＪＲ西日本との協議におきましては、配置案はもとより、事業費の負担等も当然協議の中で出てきますので、協議の期間というのはある程度の時間が必要であると思っております。

実施時期につきましては、平成３０年度と３１年度において事業推進にかかる協議及び合意作成並びに詳細設計業務等を行いまして、でき得れば平成３２年度から工事に着手できればと、このような計画で協議を進めてございます。詳細設計や工事につきましては、ＪＲ西日本が実施主体となりますので、町で事業を行うというものではございませんので、ＪＲ西日本管内におけます他の駅との調整というのがＪＲ管内で出てくるものと考えてございますので、時期につきましては、我々の計画する時期で実施できるかどうかというのは不確定な部分でありますので、その点をご理解いただきたいと思います。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

議員から今私の意気込みということでご質問をいただいたかと思いますが、やはりこのことにつきましては、今ご指摘をいただきましたように、私の公約の１つでございます。やはり白浜の駅にエレベーター、エスカレーターがあってもエレベーターがないということで、これは何度もあそこを利用するにつけ、やはりその必要性というのは感じているところでございますし、身障者連盟の方々からもそういったご意見をいただいております。昨今やはり、ご存じのようにインバウンドのお客様が非常にふえておりますので、関空からの利用者についてのエレベーターが必要であるというふうなことがございます。やはりこれをできるだけ早い段階で実現をしてみたいと思っておりますけれども、ようやく今、担当者レベルと申しますか、実務者レベルでの協議がスタートしたばかりでございます。ここは私も和歌山支社にも何度も足を運んでおりますし、支社長とも話をしながら、どういったことでこれ

からエレベーターを設置していけるのかということにつきましては、エレベーターの設置だけではなく、駅の周辺のことも含めて、今後どういうふうな計画を白浜町として立てるのか、すなわちバリアフリー構想ですとか、こういったことも視野に入れて、総合的に考えないと、エレベーターだけ設置しても別にお客さんを呼ぶような、私は余り大きな要因にはならないと思っております。

ですから、まずは駅周辺の方々にもご参画いただくなり、そういったご意見をいただくなり、そこはやはりきちっと全体として白浜の駅をどうしていくのだというふうなことにもつながっていきますので、エレベーター設置に伴う事業については、やはり周辺も巻き込んで、今後、バリアフリーの構想、そしてまた和歌山支社、JRさんとの協議、そしてまた国や県との連携、これを担当課に指示しているところでございます。

○議 長

3番 古久保君（登壇）

○3 番

ありがとうございます。町長の本当に心強い答弁、今後よろしくお願ひしたいと思ひます。

大体たたき台、計画案というのは、課長、来月、選挙が終わった時分には出てくるんですな。

○議 長

番外 総務課長 榎本君

○番 外（総務課長）

これにつきましても、JRさんが基本的に、JRさんの計画ができる事業者さんのほうでされていますので、その進捗については確認させていただきますけれども、予定としまして3月末完成めどで進めていただいております。

○議 長

3番 古久保君（登壇）

○3 番

ありがとうございます。それは何とか実現に向けてよろしくお願ひしたいと思ひます。

次に行きます。

次は中地区の官有地払い下げ、これも議会議決、可決されました。地元の方々にはどういうふうに取り組んでおられるのか、行政側の住民に対する経過、今どういうふうに進んでいるか、住民がどれぐらいご理解いただいているか、将来的にどうなるかというところを聞かせてください。

○議 長

番外 総務課長 榎本君

○番 外（総務課長）

中地区官有地につきましては、昨年、平成29年9月に議会議決をいただきまして、10月にまず地元でご説明をさせていただきました。これまでの経過等々についてご説明をさせていただき、今後、改めて地元説明会を開いて、払い下げの方針等々について説明を申し上げますということで、その会は終わっております。12月11日ですが、関係者の方々、皆様にご案内を差し上げまして、今後の進め方についてご説明をさせていただきました。なるべく早く個別の価格をご提示すべく、町も取り組んでいますというお話の中で、30年、

ことしですけれども、年が明けてすぐに1月4日ですが、各戸、各個人ごとの価格提示というものをさせていただいたところでございます。

現在は、各戸に価格提示をしてございますので、まずは買い受けといたしますか、町からいったら売却ですけれども、買い受けていただけるのか、また、貸すんですが、向こうからいったらお借りするという形になるんですね。そうするのか、または、町のほうへ返却される、戻していただく、この3つの選択肢をもって意向を調査しているのが現状でございます。

○議 長

3番 古久保君（登壇）

○3 番

この件につきましては、いろいろと問題があったんですけども、私も全然議員になるまでは把握できてませんでした。これで一応解決して、地域の方々も区の方々も喜んでいただいて、何の抵抗もなしに前向いて進んでいるというご答弁だったと思います。私は喜ぶべきことだと思います。

また、これによって、地域のいろんな振興事業ができるかと、スタートするかと思いますので、その辺のところも含めて地域の方々の意向に沿った対応をしていただきたいと思います。もうごたごたはなしということで、お願いしたいと思います。

それでは、次に行きます。

白浜第一小学校の建設業者との調停の進捗状況、これについて、もう簡単でいいです。

○議 長

番外 建設課長 坂本君

○番 外（建設課長）

白浜第一小学校建設工事にかかる建設業法による調停の申請がなされたことについて、平成29年第3回定例会のほうでご質問をいただいております。今回の調停につきましては、これまでに昨年9月、それから11月、ことしに入って1月と、計3回の審理が行われており、内容につきましては、現在調停委員が当事者双方の主張を聞き、争点を整理しているという状況でございます。なお、今後のことにつきましては、また今月の末にも4回目の審理が予定されておまして、通常この調停の場合、5、6回程度の審理回数というふうにお聞きしておまして、そろそろ終盤に近づいているのかなというふうに思っております。

以上、簡単ですけれども、現在審理中の事案でもございますので、また原則非公開ということもありますので、詳細な答弁は控えさせていただきますけれども、また今後の状況によりまして、議会のほうにもご報告させていただきたいと、このように思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議 長

3番 古久保君（登壇）

○3 番

ありがとうございます。1つだけ、結審は大体いつごろ、まだ予定はつきませんか。

○議 長

番外 建設課長 坂本君

○番 外（建設課長）

次がまだ4回目ということで、まだ今のところいつということはわかっておりません。

もう少しかかると思います。

○議 長

3番 古久保君（登壇）

○3 番

次に行きます。

10番、第三天山、源泉のことについてです。この天山につきましては、源泉につきましては、もういろいろと質問をさせていただいて、前回は質問しております。内容についてはお互い平行線みたいなのところもありますけども、ちょっと納得できないところだけ押さえておきたいと思います。

気になるのは、旧の契約書です。旧の契約書と比べたら全然違う方向を向いて行っている。これが町民の負担になってるところが、将来的に気になるんです。そして、機械設備も使用料を払ってまで、それからその設備をしているところの土地も使用料を借地料を払うと、こういう案がこの間も出てきて、そういう質問をさせていただきました。

今現在、あそこを私は見てきましたけども、機械を撤去してますね。ポンプから何かきれいになっている。あそこは現況と違いますね。ポンプなんかは今度は新品にかえるんですか。あの古いポンプなんかはもうとれてます。タンクもない。貯湯タンクもない。そういう状況に変わってますけれども、行政側としてはどうされるんですか。あれに使用料を払うんですか。使用料を払う機械がないんでしょう。新品にかえて新しくして、こちらで町民持ちで新しい機械を据えて、そして使用料を払って、温泉を送っていくという、そういう状況に、今なりつつあるように思うんですけれども、その辺はどうですか。

○議 長

番外 観光課長 愛須君

○番 外（観光課長）

ただいま古久保議員より旧契約書から今回の新しい契約書で内容が若干違うところがあるというご指摘で、まずその部分についてご答弁させていただきたいと思います。

ご指摘のとおり、昭和43年に契約を結び、その当時はその当時なりに行政と土地所有者が結んだ契約書でありましたし、その当時にどのような協議がなされたのかというところは別として、引き継ぐべきもの、また、新たにつけ加えるもの等々も今回の新しい契約の中ではうたっていききたいという答弁を、12月もさせていただきました。ご指摘のところは維持管理は、以前というか昭和43年の契約書では、そのまま土地所有者が行うという部分が、新しい契約書では、町が責任を持って行うとなっているところもご指摘があらうかと思いません。確かに以前は土地所有者のほうで維持管理を行っていましたが、そのことによっていろいろと憶測というか、勝手に使っているんじゃないかとか、いろんな心配事というか懸念を町民の方々、また議員もお持ちになったということでありましたので、今回は源泉の所有者が白浜町である以上は、白浜町が責任を持って維持管理をしていきたいと。相手任せにして使われるというのではなく、町がきちんと維持管理をした上で、温泉を送泉するというところで、維持管理費を町が持つというのが当然のことだと考えているところです。

あとは機械設備を借りる借り上げ料、そして土地のほうの借地料ということで、これもご承知のとおり、源泉の部分については昭和43年の契約では無償貸与ということになっておりますので、それは引き続き無償貸与したいと思います。ただいろんな作業、揚湯管を上げ

たり、また温泉というのは急にとまったりという緊急時の対応考えれば、かなりの面積を必要とします。車が入っての作業等々もありますので、現在は土地所有者のホテルの駐車場になっていますので、ある程度の部分を借地料を支払ってでも借りないと、万が一のときに車がとまっている状態では復旧作業にも時間がかかるということ、そして、その辺のめり張りというかわかりやすさをつけたいということで、大体約200平方メートルの面積の土地を借地料を支払って、借り上げようと思います。それも源泉維持をするためには、最低限これぐらいの面積が必要ということでのものであります。

あとは機械等々の借り上げ料ということで、これも町が全てを用意できれば借り上げることはありませんが、今議員がご指摘のとおり、かなりの金額にもなろうかと思しますので、今は土地所有者が持っている、結構古いものでありますが、そのポンプ等を使っての配湯を考えております。先ほどご指摘いただいた何もないということだったんですが、この間も揚湯管の清掃も含めた入れかえ作業を町内の業者さんをお願いして行って、そのときも温泉をくみ上げてますので、何もないということではなく、後ろ側に小さい倉庫があるんですけども、あそこにポンプ、コンプレッサーが入っていますので、特に部品をとったり、そして今までにあった機械類を全て撤去したということではなく、土地所有者が持っている機械等々、またコンプレッサー等々を引き続き借りていくということになっています。

○議 長

3時40分まででございます。

3番 古久保君（登壇）

○3 番

見てはないけど、あの倉庫の中に入ってるの。今まで古い基礎の温泉、湯の花がついている基礎の上にポンプが載っていた。向こうへ送っていく配送ポンプです。それとポンプがたしか2台ついていた。それが基礎だけになっている。あんなものはずして倉庫へ入るということは、課長の説明では理解できない。

○議 長

番外 観光課長 愛須君

○番 外（観光課長）

すいません、ちょっと私の見当違いで、送泉用、ホテル側に送る送泉用のポンプというのは、そのまま土地所有者が持っているポンプを使う予定にしておりますので、それも撤去ということではなく、まだきちんとした温泉の送泉も決まっておりますし、また、その辺の話は温泉担当のホテルの社員さんともしておりますので、送泉ポンプも今までどおり使わせていただくということで、協議のほうはしています。

○議 長

3番 古久保君（登壇）

○3 番

送泉ポンプは、今はずしているけど、多分古いポンプは今は使えないと思う。あれは使わなくて、今度は新しくするんじゃないの。そういうあれに見えるよ。貯湯タンクはポリタンクもあった。それもなくなっている。絵の描いた樽のあれも壊してる。あそこは行政として手を入れているの。

○議 長

番外 観光課長 愛須君

○番 外（観光課長）

この間も現地のほうを確認してきたんですけれども、特に今のところ今までと変わった点というのは、私は見受けられなかったもので、その貯湯槽にしろ、そのままの状況で、やぐらについてはそのまま使わせていただくことになりますので、また何かあれば土地所有者とも協議をして、その辺、私たちが知らない間に今後の送泉も考えて何かを手を加えているということもあり得るかもわかりません。その辺は確認のほうをしたいと思います。

○議 長

3番 古久保君（登壇）

○3 番

これについては、私も立ち会いたい。一緒に行きませんか。そうせんと、ここで今話をしても、ちぐはぐになるしね。だから私も立ち会って、これをどうするのやという、やっぱり町民の金を使って送るのだから、私にもそういう責任があります。その辺のところは立ち会ってどうやというところをきちっとやりませんか。

○議 長

番外 観光課長 愛須君

○番 外（観光課長）

議員が言われるところも全く理解ができないことでもありませんが、相手方の土地所有者の気持ちというのがありますし、町と土地所有者がきちんと決め事としている中で、議員1人が立ち会うということが、いろんなことをまた憶測として呼ぶこともありますし、相手方があることでありますから、ホテル側がそれを町との問題だから、町との立ち会い、契約等もそういう形で、今まで進めてきているということを主張される可能性がありますので、その辺はお含みをいただきたいと思います。

○議 長

3番 古久保君（登壇）

○3 番

時間がないので、あれですけれども、これは予算のほうにも出てきますので、そこら辺のところをはっきりと、一応課長の目で一遍確かめてください。どういうふうな計画になっているのか。どの機械を新しくするのだと、古い機械はもう使えませんと。コンプレッサーもそうです。その辺のところを一遍調べてください。確かにパイプはさらになっています。そえは見ました。

それで、一応第三天山についてはもう終わります。

通告してないんですけど、中学生議会、これも質問をさせていただきます。

これについても中学生方々が議会の中で質問、また行政側も答弁をされています。これによって、中学生の議会のあり方という形で、子どもたちがもっとここの傍聴席に来られないかと。質問内容についてはどういうふうに取り組んでおられるのかということをお聞きした中で、教育長は生徒会の役員で、皆子どもたちで考えているんですよと、先生はその間に指導しているだけですよと。子どもたちが考えたやつを行政側につけておられるんですよというご返事もいただいています。

そんな中で、教育長の思いとして、ぶつけた質問に対して当局が答える。答えた内容にお

いて、今私がるる質問しました。どこまで進んでいるのや。あなた方が質問をしたことがここまでいっていますよという返事を、できたらその生徒にしてやってほしい。できたらあなた方の質問の中で、ここまで進みますよと、この質問の中でこういう取り組みをしていますよという説明をできないものか、その辺のところはどうですか。

○議 長

番外 教育長 山中君

○番 外（教育長）

まず中学生議会の開催に際しまして、議会、委員の皆様方に大変ご協力いただいておりますことを厚く御礼申し上げます。

中学生議会に議員として参加した中学生、また傍聴した生徒は大変いい経験になったと、そのように考えております。中学生議会では生徒に、ふるさとのことを思い、考えさせるとてもよい機会であるとも考えておりますので、今後とも継続して取り組んでいけたらありがたいと思います。

古久保議員がおっしゃられました、質問して答えたことをどのようにまた子どもたちに返していくかと、大変難しいかなど。毎年毎年子どもは変わりますので、でも何かの方法で、そういうことを検証して、子どもたちに自分たちが質問したことがちょっとでも実現しているよと、できているというふうなことがあればいいなど、私は思いますが、どのようにして返していくか、どのようにしてそれに取り組んでいくかにつきましては、いろいろ検討させていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○議 長

3番 古久保君（登壇）

○3 番

教育長は話をするのやけど、行政側はその辺のところどうやろう。返事をしてあげるといような答弁は一生懸命されていました。

○議 長

通告にはございませんので、1回という形でよろしく願いいたします。本来でございましたら、教育長は通告を受けてませんので、答弁はできませんけど、特別に許可をいたしました。

番外 総務課長 榎本君

○番 外（総務課長）

教育長のご答弁のとおりだと思います。質問内容につきましても、教育委員会のほうで取りまとめていただいて、各課で調整をして答弁書をつくってございます。ですから、どういう形で報告するかというのを、教育委員会のほうで町から個人ごとではなかなか難しいので、やっぱり取りまとめていただいた中で、どこかの機会とか年に1回とか、中学生議会を行われるのに先駆けてやるとか、いろいろな考え方があると思うんですけども、やっぱり取りまとめていただいた中へご返事していくというような形で、教育委員会主導の中で行政側も協力して回答していくというスタンスが一番わかりやすいのかなと思います。

○議 長

3番 古久保君（登壇）

○3 番

もう時間もないので、最後に、町長にお伺いします。

町長、先憂後楽という言葉が町長が使われております。これについて、ちょっと町長の口から説明をしていただけたらありがたいんですが、最後に。

○議 長

番外 町長 井澗君

○番 外（町 長）

ホームページの中にも先憂後楽ということでお話しております。ですから、先にやらないといけないこと、これをまずは見きわめて、何を優先してやっていくかということが、町政の中でも課題がたくさんございますので、その中でまずは実現した中で、後は楽ができるということがございますので、いいことをやれば、少なくとも町民の方にもご理解いただいて、いろいろな面で皆様方の安心安全にもつながるでしょうし、幸せにもつながるということで、私はこの言葉を、座右の銘ではございませんけれども、ある年のスローガンといたしますか、私の目指す方向ということで、言葉を先憂後楽ということでお示ししているところがございますので、今後ともこの精神にのっとなって、町民の皆様にご理解いただけるように、町政に課題に取り組んでまいりたいと思っております。

○議 長

3番 古久保君（登壇）

○3 番

議長のお許しをいただきまして、申しわけございません。ありがとうございます。

やっぱり町長のその気持ち、最終的には町民のためにされるんですから、そこら辺のところをよろしくお願いして、質問を終わりたいと思います。ありがとうございます。

○議 長

以上をもって、古久保君の質問は終わりました。

暫時休憩します。

（休憩 15 時 40 分 再開 15 時 45 分）

○議 長

再開します。

引き続きまして、一般質問を許可します。

5番丸本君の一般質問を許可します。丸本君の質問は一問一答形式です。原発から出る使用済核燃料の中間貯蔵施設についての質問を許可します。

5番 丸本君（登壇）

○5 番

5番、丸本安高です。議長から発言の許可をいただきましたので、早速質問に入りたいと思いますが、9月議会、12月議会でもこの問題について質問させていただきました。明確なご答弁をお願いして、質問に入ります。

原発から出る使用済核燃料の中間貯蔵施設についてお伺いさせていただきます。先の12月定例会では、国、県、事業者から中間貯蔵施設の打診があった場合、話を聞くことになるというご答弁がありました。地元地方紙でこのことが報道され、多くの町民が知るようになりました。国内の原発のうち、現在稼働しているのは関西電力高浜原発3、4号機、九州電力川内原発1、2号機の計4基が稼働、ほかに関西電力大飯原発と九州電力玄海原発が再稼

働する見通しとあります。一方、四国電力の伊方原発3号機については、昨年、広島高裁で、ことし9月末まで運転を禁止する仮処分の命令が出ています。

しかし、政府は1月10日の記者会見で、安全性を確認された原発のみ再稼働を進める一貫した方針は変わらないと強調したとあります。政府が原発再稼働を進めれば、原発で燃やされた使用済核燃料が生まれてくることとなります。

しかし、再稼働が進む中、関西電力の大飯、美浜、高浜原発の貯蔵プールは既に使用済核燃料で約7割が埋まっているとあります。再稼働を進めると、使用済核燃料プールの余力がなくなっていく。使用済燃料プールに余力がない。中間貯蔵施設は現在東京電力と日本原子力発電が青森県むつ市に建設した1カ所だけであり、中間貯蔵施設を建設しても、青森県六ヶ所村にある再処理施設がトラブル続きで、20年以上稼働してない状況にあるとあります。再処理ができなければ、使用済核燃料がふえる一方であり、

東日本大震災で全ての原発がとまっても、停電は起きませんでした。そのような中で、政府は再稼働を進めています。国のエネルギー政策をどうお思いになりますか。

○議長

丸本君の質問に対する当局の答弁を求めます。

番外 町長 井潤君（登壇）

○番外（町長）

ただいま丸本議員より、使用済核燃料の中間貯蔵施設についてご質問をいただきました。

国のエネルギー政策につきましては、現在、長期的なエネルギー政策の方針でありますエネルギー基本計画の見直し作業が進められています。福島第一原子力発電所の事故後焦点となっていますのが、原発や再生可能性エネルギーへの依存度をどうするかというところであり、特に原発につきましては、現在のエネルギー基本計画におきまして安全性が確認されれば再稼働させるほか、依存度を可能な限り低減させるとしています。原発に頼らずにエネルギー資源を確保するためには、再生可能エネルギーや化石燃料によるエネルギーに頼らなければなりません。そこにおいても、発電量の安定性に伴う電力供給量の低下や計画停電の実施、コストの増大や地球温暖化といったさまざまな課題が生じてまいります。

このようにエネルギー政策については、安全性や経済性、安定供給といったさまざまな要素、問題があり、国の責任において進めていくべき課題であると考えています。

○議長

5番 丸本君（登壇）

○5番

ことしに入り、関西電力が福井県に持つ3カ所の原発、高浜、美浜、大飯の原発から出た使用済核燃料を青森県むつ市にある東京電力と日本原電が建設した中間貯蔵施設に搬入し、一時保管する方向で検討しているとの新聞報道がありました。

しかし、関西電力のホームページでは、中間貯蔵施設の立地地点に関する一部報道についてとの見出しで、次のように書かれています。一部報道機関において中間貯蔵施設の立地地点に関する報道がされていますが、当社が使用済燃料を青森県むつ市の中間貯蔵施設に搬入し、一時保管する方針を固めた事実は一切ありませんと報道にあるむつ市への使用済核燃料の搬入を関西電力は否定しております。むつ市は、ホームページで、関西電力が使用済核燃料をリサイクル燃料貯蔵株式会社RFSの中間貯蔵施設に搬入し、保管する方針を固めた旨

の報道について、事実誤認であると否定しております。むつ市長宮下宗一郎氏は、記者会見で、関西電力が原発から出る使用済核燃料をむつ市の中間貯蔵施設に保管することを検討していることに対し、地元自治体として何も聞いていない。受け入れられないと述べたとのことです。

そこで、井澗町長にお聞きします。

むつ市長のように使用済核燃料は受け入れられないと拒否の表明をしていただき、国や関西電力と中間貯蔵施設についても話し合いに応じないと明言していただき、町民の不安、町に対する不信を払しょくすべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。答弁を求めます。

○議 長
番外 町長 井澗君

○番 外(町 長)

受け入れの考え方につきましては、昨年9月、12月議会で答弁したとおりでございますが、私の答弁に対しまして不安を感じている町民がおられるとのこと指摘を受けましたので、私の考えを誤解のないよう丁寧に申し上げたいと思います。

私は決して中間貯蔵施設の受け入れに前向きな考えを持っているわけではありません。12月議会では、仮に将来的に国や電力会社から中間貯蔵施設に関する申し出等があれば、あくまでも形式的に話は聞くことになると思うと答弁したまででございます。また、これまで国や電力会社から中間貯蔵施設に関する申し出等は一切ありませんので、中間貯蔵施設の受け入れについて、現在は私の頭の中にはありません。中間貯蔵施設のような案件は町民のご理解と、同意というのが必要不可欠になってくると思いますので、それが大前提であると考えております。

○議 長
5番 丸本君(登壇)

○5 番

中間貯蔵施設は、受け入れる考えはございませんということだと思っておりますけれども、間違いないんですか。

○議 長
番外 町長 井澗君

○番 外(町 長)

今申し上げたように、まだ具体的な国とか電力会社からの申し出等協議の場というのはありませんし、こちらにもいただいておりませんので、受け入れる、受け入れないという話の前の段階でございます。ですから、私の中には頭の中にはございませんし、現在白紙の状態ということでございます。

○議 長
5番 丸本君(登壇)

○5 番

町長、質問の冒頭に、明確に答弁をお願いしますと求めているんですよ。今話がないから、私の中では白紙やと。そもそも、去年の昨年9月議会で、私は最終処分場のことと中間貯蔵施設のことについてお聞きしたときに、受け入れるお考えはないと、私はそう理解したん

ですけれども、町長は、中間貯蔵施設についてはお答えをされてないということを、この12月議会でお話しされました。総務課長は、それについて、12月議会で発言したのではなくて、9月議会で最終処分場については受け入れないと。しかし、中間貯蔵施設について質問はお受けてしてはいますが答弁してないと、こういう旨の発言をされたと思うんです。

白紙ということは、受け入れるとも受け入れないとも両方ともとれるんですけど、どういうお考えであるのか、はっきりしてください。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外(町 長)

これも繰り返になりますけれども、高レベル放射性廃棄物の最終処分場につきましては、ご存じのように、昨年7月に、国におきまして科学的特性マップが公表されました。その結果、白浜町を含む紀南地域が適地として示されておりましたので、私自身の受けとめを申し上げた次第でございます。

中間貯蔵施設につきましては、これまで国やエネルギー会社からも具体的な話や町内に適地があるかどうかについての見解も示されておきませんので、あくまでもこれは私の中では、今現在一般的に中間貯蔵施設につきましては、先ほどから申し上げておりますように、まず情報も何もないという現状でございます。ですから、私の中では、今申し上げたとおり、中間貯蔵施設につきましては、決して前向きな考えを持っているわけではございません。12月議会におきまして、仮に将来的に国や電力会社から中間貯蔵施設に関する申し出等があれば、あくまでもこれは形式的ではございますけれども、話を聞くことになるというふうに答弁したまででございます。また、国や電力会社からのそういった申し出が、将来的にあるかどうかはわかりませんが、現状ではそういった判断をしておるということでございます。

○議 長

5番 丸本君(登壇)

○5 番

国や事業者から今のところは話し合いはないが、話し合いがあれば聞くと。これは昨年の12月議会からこういう答弁をいただいておりますけれども、やっぱり町民の中には、町長が知っているか知らないか知りませんが、あの答弁を聞いて不安を感じてあると、もう話はできたのか、電力会社や国と話ができてあるのと違うのかと、こうおっしゃられる方もいるんですよ。

やっぱり話をすれば、国の経済産業大臣、世耕大臣が中間貯蔵施設については国も関与していくと。国相手、関西電力相手に交渉して、町長、負けるのではないかとということです。ここで意思表示を、白紙やったら、受け入れないという意思表示をすべきではないですか。あるいは話し合いには応じないと、応じて果たして受け入れないということ言うても、それが通るのかと。どうですか、町長、再度。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外(町 長)

首長としての立場として、話を聞かないわけにはいかんというふうなことは申し上げまし

たけれども、やはりそれはあくまでも受け入れを前提として話を聞くわけではございませんし、これからこういった内容の話なのか、これは私も全く今は想像だにできない話でございますし、当然国の大きな課題の1つでございますので、国民的な議論になっていくべきだろうというふうに思っております。

議員もご存じのように、この中間貯蔵施設につきましては、日本のどこかにやはりこれから設置をしていく、これをつくっていかざるを得ないというのが現状でございますので、そのあたりも国の動向、あるいは県、あるいはほかの事業者さん、関西電力さん等の電力会社さんとのいろんなこれからの動向を見きわめていかなければいけないというふうに考えてございます。

○議 長

5番 丸本君（登壇）

○5 番

中間貯蔵施設は、必要ではないんです。原発をとめたらそれでいいんです。原発を稼働させたら、いわゆる使用済核燃料というのが出てくるんです。それが建屋の中にあるプールにたまってくる。たまってきたらどこかへ持っていかなしょうがない。これが中間貯蔵です。必要ないんですよ。

2017年11月28日付の京都新聞に次のような記事が載っております。関西電力大飯原発3、4号機の再稼働に同意した福井県の西川知事が、使用済核燃料を一時保管する中間貯蔵施設の県外設置を求めたことを踏まえ、隣接する京都府は27日に、関電との間で京都府内につくらないと決着しているとして、府内で受け入れない方針を改めて表明したとあります。

京都府北部の宮津市と市議会は拒否、舞鶴市も拒否をしています。一方、和歌山県知事は、2017年8月1日の記者会見では、高レベル放射性廃棄物、いわゆる核のごみの最終処分では明確に拒否の方針を表明していますが、使用済核燃料中間貯蔵施設建設については2016年1月19日の会見で、打診はあり得ない。南海トラフ地震があるため、余り適地ではないと述べ、建設拒否の姿勢を示していません。関西電力が所有する広大な土地が当白浜町にあります。井澗白浜町長は、拒否の姿勢を示すどころか、話し合いのテーブルにつくと答弁をしております。世耕経済産業大臣は国も関与していくと報道にあります。

再度お聞きします。受け入れの話し合いをしないと拒否する表明を、すべきではないんですか。答弁を求めます。

○議 長

番外 町長 井澗君

○番 外（町 長）

今、丸本議員からのご説明をいただきましたが、これは先ほどの原発についての稼働というの、やはり国のエネルギー政策に大きなかかわることでございますので、私が一首長として軽々にそのことについて申し上げるのはいかなものかと思っております。まずこれが前提でございますし、当然、今後、今申し上げましたように、決して私の場合は、中間貯蔵施設の受け入れにつきましては、前向きな考えを持っているわけではございません。情報も一切なく、今は皆様方といいますか、町民の方々もいろいろなうわさですとか、あるいは憶測の中でお話が出てきているのではないかと、私自身は思っております。

そういう中で、12月議会では、先ほど申し上げましたように、仮に国やあるいは電力会社からそういった申し出があれば、当然、あくまでも形式的には話は聞くことになるというふうに答弁したものでございます。

ですから、今現在、私の中にそういったことで、具体的に今話があれば、もちろんそれに対しては判断して、町民の一定の理解がなければ当然進められませんけれども、その中で判断していきたいと思っております。

しかし、現在、これまで国や電力会社から中間貯蔵施設に対する申し出等は一切ございませんし、中間貯蔵施設の受け入れについて現在は私の頭の中にはございません。中間貯蔵施設のような大きな重要な案件は、町民の皆様のご理解とご同意がなければ成り立たないというふうに考えてございます。

○議 長

先ほどの質問の中で、町長が話し合いの申し入れがある場合は話し合いのテーブルにつくと、そういうような質問であったと思いますけれども、先ほどから町長が答弁していますのは、話し合いの申し出があれば、話を聞くと、首長として儀礼上話を聞くという答弁でありますので、丸本議員は、話し合いのテーブルにつくというのとは若干ニュアンスが違いますので、その点だけは修正していただきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

町長の答弁では、話し合いのそういった申し出があれば、話は儀礼上聞くと、丸本議員の質問の表現では、話し合いのテーブルにつくと町長は答弁をしていると、話し合いの申し出があった場合、儀礼上聞くとというのと、話し合いのテーブルにつくというのでは、ちょっと誤解を与えられますので、その点だけを修正をお願いしたいと思っております。

申し出があれば、町長は当然首長として、儀礼上話は聞くと。しかし、そういった申し出は今現在はありませんから、白紙でありますよと。ですけど、丸本議員の質問の表現では、井瀬町長は話し合いのテーブルにつくと、話し合いのテーブルにつくのと、話の申し出があれば儀礼上聞くとというのとは違いますので、その点は訂正をお願いしたいと思っております。

そういった意味合い的にはさまざまな人によって解釈があるかとは思いますが、表現方法は、町長は、テーブルにつくとは申してはおりませんので、話の申し入れがあれば儀礼上話を聞くと、テーブルにつくというのとでは違いますので、テーブルにつくというのは、あくまでも受け入れるというような前提で町民の方が受けとる場合もございますので、その表現方法だけはちょっと訂正していただきたいと。よろしく申し上げます。

5番 丸本君（登壇）

○5 番

テーブルにつくというのを、話を聞くと、相手の話を聞くと、そういうように訂正してください。

町長、この町民の不安というんですか、話を聞くと、テーブルにつくのではなく話を聞くと、この不安について、町長、どう思われますか。来るのではないかと、話がかかなり進んでいるのではないかと、こういうお話をされる方がいてるんですよ。話を聞く必要がどこにあるんですか。

○議 長

番外 町長 井瀬君

○番 外（町 長）

これも先ほど申し上げた繰り返しになりますけれども、私の今の頭の中には、先般12月議会でも申し上げましたけれども、仮に将来的に国や電力会社から中間貯蔵施設に関する申し出等があれば、あくまでもやはり形式的には話を聞くことになるというふうに答弁したわけでございますし、もしそれで、町民の方々に不安とか誤解の部分があれば、これは私自身も不本意でございますので、そこについてはやはり丁寧に、これからも説明をしていきたいというふうに思っております。このことにつきましては、大きな国民の1つの課題といえますか、大きなこれからの案件でございますので、やはり国民の同意といえますか、国民的な議論になって、今後、日本のどこかでそういった施設が設置できるようにならないと、私はやはり原発が存在する以上、これは避けて通れない大きな課題であるというふうに認識をしておりますし、今後、こういった形で話が出てくるのかわかりませんが、現在は私にその判断できるそういった情報、あるいはいろんな申し出がないということでございますので、コメントする立場には今はないというふうに考えてございます。

○議 長

5番 丸本君（登壇）

○5 番

次に行きます。

原発再稼働と同様に、中間貯蔵施設についても建設する場合の同意は、県と中間貯蔵施設を立地する自治体だけで、周辺自治体の同意は必要ではないと、このように聞いております。国や関西電力から建設についての打診があり、話を聞くことになれば、近隣市町村から異論が出てくるのが考えられ、対応していかなければならなくなってくる。何よりも懸念されるのが、日置川原発のときのように町を二分した争いが起き、政争の白浜町へとなくなっていくことを考えたとき、打診があっても話し合いに応じないのが賢明であると思います。

観光立町白浜に、果たして核の施設はふさわしいのか、中間貯蔵施設は白浜のイメージダウンになるだけではないのか。関西電力社長は2018年中に計画地点を示すとし、国も関与してくるとのことだが、京都府知事は受け入れ拒否を表明、青森県むつ市長も拒否を表明しています。

中間貯蔵施設の話し合いについての再々質問になりますけれども、井潤白浜町長も、受け入れ拒否、中間貯蔵施設についての話し合いはしないと、表明していただきたいのですが。貯蔵施設については受け入れはしないと、このようにこの場で表明をしていただきたいのですが、どうですか。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

これもまた平行線になるかもしれませんが、議員もご承知のように、この中間貯蔵施設の問題にかかわらず、核の放射性廃棄物の最終処分場につきましても、大きなこれは国の課題であるというのは、もうこれは国民の皆さんの理解するところであるというふうに思っております。その中で、やはり今後も設置に関しましては、国、あるいは電力会社が責任を持って丁寧に時間をかけて国民の理解を得た上で進めていくべきものだというふうに考えてございます。将来的に国や電力会社から中間貯蔵施設に関する申し出があれば、そういったことを観点を十分考慮して判断することになると考えておりますけれども、現在のところ

そういったものが全く今私の中にはないですし、中間貯蔵施設について先ほど申し上げたように、前向きな考えは持ってごいません。そういう中で、今現在私の頭の中にはないということでごいますので、ご理解いただきたいというふうに思います。

しかしながら、今後、国の政策、あるいはいろんな県の考え方、電力会社の情報等、やはりこれからも私も勉強不足のところをごいますので、今後、町民の皆様にごできるだけわかりやすい説明とそれから責任を果たしていきたいというふうに思っております。

○議 長

5番 丸本君（登壇）

○5 番

施設受け入れについては、前向きの考えを持っていないと、しかし、原発が再稼働している中、やっぱりこういう施設が必要になってくる。それは私は理解できるんですわ。再稼働を進める中、どこかにつくらなあかん。これはやっぱり再稼働をとめるには、中間貯蔵をとめるには、再稼働をとめなあかん。それでこの白浜町長に原発再稼働をやめとか、そういう質問ではないんです。私は、受け入れる施設、最終処分場もそうやったんですが、中間貯蔵施設も受け入れないという意思表示をしていただきたいんです。

町長、何人かに私はこの質問も3回目ですけど、何か付度というか、去年はやりましたね。その言葉が脳裏に浮かんでくるんですわ。できないものはできないと、受け入れないものは受け入れられないとって、こういう意思表示をしていただきたいんです。話し合いしないと。何というんですか、明確な答弁がなかったら、町民は不安に思うとるんです。そういう町民はいますよ。私もこの12月議会で終わった後、町長は何か話が進んでいるの違ふのかと、こういう不安を持っている町民もいてるんですよ。それで、再稼働を進めるのは、政府の方針、政府が使用済核燃料をどうこうするんじゃなくて、地方自治体のどこそこの町、どこそこの村、どこかの市が受け入れなしゃあないんです。

それで、町長、受け入れないと言うてくださいよ。話し合いもしないと。どうですか。

○議 長

再々々となりますので、最後の質問としましての答弁をお願いいたします。

番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

今までずっとお話してきた内容で、私の答弁は変わることはごいません。

今現在のところ、そういったいろいろな申し出等はごいませんし、具体的な話があるわけではごいませんので、私自身の中ではそういったことがもし仮に将来的にあれば、やはり総合的にといたしますかいろんな角度から見地から判断をせざるを得ないと思いますけれども、現時点ではそういった情報も何もごいませんし、具体的にどういう方々どういうふうな動きをしているのかわかりませんが、私自身は、今現在申し上げたように、中間貯蔵施設については前向きな考え方を持っているわけではごいませんし、具体的にどこにつできるかというのは、これから、先ほど申し上げたように、国民的な合意がなければ、あるいはその地域の住民の方々のご同意、同意がなければ理解がなければ進まないものというふうに考えてごいます。

ですから、今現状で、私の考えの中には、頭の中にはそういった中間貯蔵施設についての具体的な受け入れについてはないというのが現状でごいます。

○議 長
5番 丸本君（登壇）

○5 番
住民の合意とか言っておりましたけれども、どういう場所で住民の合意を得ようと思うているんですか。議会へ来て、ここで合意が要るんですか。

○議 長
番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）
それは国や電力会社さんが、やはりここが適地だということで話をしていくべきだと思いますし、白浜町にそれが今現在そういった状況にあるというわけではございませんので、判断のしようがないといえますか、コメントのしようがないというのが現状でございます。

○議 長
5番 丸本君（登壇）

○5 番
最終処分場について、昨年9月議会で、町長は受け入れる考えはないと念を押されましたが、中間貯蔵施設についての受け入れ拒否は語られていません。中間貯蔵施設を受け入れるについて、昨年の議会で、町長は、国や県、事業者から話し合いをしたいということであれば応じるのは当然のことだと思いと答弁をされています。なぜ、最終処分場については受け入れを考えていないと答弁したのに、同じ核の施設である中間貯蔵施設については、申し出があれば話を聞くと、受け入れに前向きともとれる答弁をしたのが不思議に思っていました。が、六ヶ所村にある使用済核燃料を再処理する施設が20年以上稼働していないことを考えると、原発再稼働に伴い、使用済核燃料がふえる中間貯蔵施設に比べ、再処理施設が稼働していないため、最終処分場の建設は時間的余裕があり、関西電力や国が建設を中間貯蔵ほど急いでいないと考えられます。中間貯蔵施設については、貯蔵プールに余力が少なく、国も電力会社も建設を急いでいます。白浜町が相手の土俵に乗り、受け入れについての話をすれば、国と関西電力はアメとムチを使い分け、話を進めていくことになってくると思います。

受け入れについての話をするという事は、内容、条件によって中間貯蔵施設の受け入れをすると理解することができますが、相手が出す条件によっては、町は受け入れる余地があると理解してよろしいのですか。ご答弁をお願いします。

○議 長
番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）
先ほどから誤解があつてはいけませんけど、話を聞くイコール受け入れをするということではございませんし、当然受け入れを前提として話を聞くわけではございませんというふうに、先ほども申し上げました。

私は先ほどからも申し上げておりますように、9月議会、12月議会でも述べましたが、まず高レベル放射性廃棄物の最終処分場につきましては、ご存じのとおり、昨年7月に、先ほど申し上げたように、国におきまして白浜町も含む紀南地域が適地というふうに表示されておりましたので、私自身の考え方を述べたまででございます。もちろん、県の考え方もそういつ

た形で表明されたというふうに理解しております。

一方、中間貯蔵施設につきましては、先ほどから何度も申し上げておりますように、何ら今現在そういった情報、あるいは具体的な申し入れ、受け入れに前向きな考え方を私は持っておりませんし、当然今何らそういった情報もない中で、これまで国や電力会社からの申し出等が一切ないということでございますので、中間貯蔵施設に対しての受け入れについては、現在私の頭の中には一切ございません。

中間貯蔵施設のような案件は、国民の大きな課題でございますし、議員も恐らく日本のどこかにつくらなければいけないというふうなことで、今原発の、もちろんこれが存在する以上、あるというふうに思いますので、当然どこかに設置をしていくというふうなことは、国や電力会社の責任においてやっていかざるを得ないのではないかなというふうに思っております。

しかしながら、この白浜町について具体的な話がない中で、中間貯蔵施設のような案件というのは、今後、やはり町民の理解、あるいは同意がなければ、コンセンサスがなければ当然できるものではないというふうに考えてございますので、大前提がまずあるというふうにご理解いただけたらというふうに思います。

○議 長

5番 丸本君（登壇）

○5 番

私の質問は、向こうから話し合いのコンタクトがあったら、相手が出す条件によっては、話し合いをされるんですね。話し合いに応じる。そのようにずっと答弁をされてますけども、条件によっては条件の話が出てきます。余地が残っておるんですかと、そういうふうに私は聞いておるんですけど、その答えが一つもないんですけれども、どうなんですか。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

条件とかいうのを、全くどこでいつ出てくるかというのも全く話し合いをすることが条件が提示されるのかというのも全くわかりませんし、あくまでもその辺は憶測の世界だと思いますし、まず、どんな話が国からあるのか、あるいは電力会社からあるのかというのも、全く我々は情報も持ち得ておりませんし、今後、いつの時点でそういったことが示されるのかも全くわからないわけでございますので、コメントができないといえますか、これが今の現状でございます。

ですから、あくまでも今の皆様方のご心配していただいている案件につきましては、今後やはり国だとか電力会社の動向も注視していく必要があるかというふうに思いますし、今後皆様方にもご心配をかけないような、これから情報の公開等もしていきたいと思っております。

○議 長

5番 丸本君（登壇）

○5 番

町長の答弁を聞いていたら、最終処分場については明確に受け入れる考えはないと。この件については、喫緊の課題やと、中間貯蔵施設は喫緊の課題やと関西電力のホームページに

出とるんですよ。緊急を要する案件。

これについては町長、はっきりした態度を示してない。それで私も心配してるんです。

原発を稼働したら、使用済核燃料というのが出てきて、それが原発の建屋の中のプールに約70%埋まっておると。余力が少ない。ですから、2020年、あと2年先に候補地を選定して、工事にかかって、2030年ごろにその貯蔵施設をつくると、こういうふうに関西電力のホームページに出とるんですけども、そこへ使用済核燃料を保管して、そして、六ヶ所村にある再処理工場でウラン、プルトニウムというのと、そして核のごみ、3つに分けるらしいんですよ。その出た核のごみを地中300メートル以上の深いところへ保管するのが、これが最終処分場らしいです。

この件に対しては、最終処分に対しては、町長、大分先の話だと思いますけども、中間貯蔵施設については待ったなしなんや。それについて、町長の答弁が明確でないのが心配し、話ができとるの違うのかと、進んどるの違うのかと、こう言う町民がおるんです。

それで、何かに町長が付度して答弁しやるのかなと、さっき言うたのがそこなんです。町民の同意を得なあかん、理解を得なあかん、町民の理解、同意を得た上での話と、どういうところで同意を確認するのか、議会で確認するのか、定かでない。

質問の最後に、観光立町であるこの白浜町に、中間貯蔵施設が来ることになれば、白浜のイメージが損なわれることになります。どのようなまちづくりを進めるのか、その方向性を決めるのが、行政のトップである井潤誠、白浜町長あなたであります。訪れてよかった白浜、住んでよかった白浜、先人から核の施設のない白浜を引き継いだ我々は、核の施設のない自然豊かな白浜を後世へ引き継ぐのが責務であると思いますけども、町長のご答弁をお願いします。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外(町 長)

議員からご指摘いただきましたご提言と言いますか、そのことにつきましても、やはり今後、私が町長として任期を全うする中で、総合的に観光立町でございまして、白浜町という中でどういうふうな行政を進めていくのか、どういうふうな話をこれから町の中でしていくのかということ、もちろん大きなこれは私の責務でございまして、丁寧に時間をかけながら、いろいろな課題についてこれからも取り組んでまいりたいというふうに思っております。

高レベル放射性廃棄物の最終処分場につきましても、後とか先とかということではございません。中間貯蔵施設につきましても、やはり国の責務において進めていかざるを得ない今の大きな課題だと思っております。どこの地域にいつできるのか、これはできるだけやはり急がないといけないというふうなことは、私なりにもわかっておりますけれども、白浜町を取り巻く環境、あるいは今までの歴史的な経緯、こういったものも私なりに理解しているつもりでございまして、今後、総合的にあるいは具体的な話をこれからは国や県、あるいは周辺市町の動向もございまして、当然町民の皆様のご理解があつて、同意があつてこそその案件だと思っておりますので、総合的に最終的にはそういった観点から判断をしてまいりたいというふうに思っております。

○議 長

5番 丸本君（登壇）

○5 番

昨年の年末、11月28日やったと記憶しているんですけども、福井県の県知事と関西電力の社長さんが、新聞へ出ておりました。大飯原発3号機、4号機が再稼働するのに伴って、使用済核燃料、これを関西電力の社長さんが、来年中、ということは2018年中に候補地というんですか、これを選定すると。立地地点と書いていましたね。ことし中、あと10カ月ほどしかないんですよ。ことし中に候補地が立地地点が選定されることを考えたときに、日置の市江地区に広大な土地がある中、町長がその辺の受け入れる、受け入れない、あるいは話し合いに応じる応じない、この辺もやっぱり明確なお考え、ご答弁をいただきましたかったと思います。

これで、質問を終わります。

○議 長

以上をもって、丸本君の一般質問は終わりました。

一般質問を終結します。

本日はこれをもって散会し、次回は明日2月16日金曜日午前10時に開会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、本日はこれをもって散会します。

次回は明日2月16日金曜日午前10時に開会いたします。

大変、ご苦労さまでした。

議長 溝口 耕太郎は、16時35分散会を宣した。

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

平成30年2月15日

白浜町議会議長

白浜町議会議員

白浜町議会議員